

平成28年予算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成28年3月15日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時28分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質疑

各会計予算及び関連議案の内容審査

議案第 5号 平成28年度士別市一般会計予算

議案第 6号 平成28年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 7号 平成28年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 8号 平成28年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第 9号 平成28年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第10号 平成28年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第11号 平成28年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第12号 平成28年度士別市水道事業会計予算

議案第13号 平成28年度士別市病院事業会計予算

議案第14号 士別市コミュニティセンター整備事業条例の一部を改正する条例について

議案第15号 士別市子ども通園センター条例の一部を改正する条例について

議案第17号 士別市勤労者センターの指定管理者の指定について

議案第35号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第36号 士別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

開議宣告

出席委員（16名）

委員 谷口隆徳君

委員 大西陽君

委員 渡辺英次君

委員長 松ヶ平哲幸君

委員 遠山昭二君

委員 出合孝司君

委員 井上久嗣君

委員 喜多武彦君

委員 村上緑一君

委員 谷守君

副委員長 岡崎治夫君

委員 山居忠彰君

委員 国忠崇史君

委員 粥川章君

委員 齊藤 昇 君
欠席委員（1名）

委員 丹 正 臣 君

委員 十 河 剛 志 君

出席説明員

市長	牧野 勇 司 君	副市長	相 山 佳 則 君
総務部長	中 峰 寿 彰 君	市民部長	法 邑 和 浩 君
保健福祉部長	川 村 慶 輔 君	経済部長	金 章 君
建設水道部長	沼 田 浩 光 君	朝日総合支所長	藤 森 裕 悦 君
市立病院事務局長	三 好 信 之 君	総務部次長兼 財政課長	中 館 佳 嗣 君
市民部次長兼 環境生活課長	千 葉 靖 紀 君	市立病院事務局 次長兼総務課長	加 藤 浩 美 君
保健福祉部次長 兼福祉課長	田 中 寿 幸 君	健康長寿推進室長 兼介護保険課長	米 谷 祐 子 君
環境生活課参事	原 田 政 広 君	企画課長	青 木 伸 裕 君
秘書広報課長	東 川 晃 宏 君	総務課長	鴻 野 弘 志 君
市民課長	佐 藤 義 弘 君	商工労働 観光課長	岡 崎 浩 章 君
経済建設課長	深 川 雅 宏 君	企画課主幹	大 橋 雅 民 君
市民課主幹	岡 田 詔 彦 君	福祉課主幹	川 原 広 幸 君
商工労働観光課 主幹	徳 竹 貴 之 君	経済建設課主幹	島 田 英 貴 君
秘書広報課主査	千 葉 玲 君	総務課主査	徳 竹 和 美 君
市民課主査	竹 中 満 君	環境生活課主査	佐 野 貴 敬 君
経済建設課主査	多羽田 司 君		

教育委員会
委員長 五十嵐 紀子 君

教育委員会
生涯学習部長 菅 井 勉 君

合宿の里
推進室長兼
スポーツ課長 加 納 修 君

社会教育課主幹 武 山 鉄 也 君

教育委員会
教育長 安 川 登志男 君

教育委員会
生涯学習部次長
兼学校教育課長 村 上 正 俊 君

スポーツ課主幹 坂 本 英 樹 君

教育委員会
学校教育課主査 伊 藤 勉 君

農業委員会会長 松 川 英 一 君

農業委員会
総務課長 大 平 稔 君

農業委員会
事務局長 小ヶ島 清 一 君

監査委員 吉 田 博 行 君

監査委員
事務局長 竹 内 雅 彦 君

事務局出席者

議会事務局長 石 川 敏 君

議会事務局
総務課主査 前 畑 美 香 君

議会事務局
総務課長 浅 利 知 充 君

議会事務局
総務課主事 粕 谷 幸 広 君

(午前10時00分開議)

○委員長（松ヶ平哲幸君） おはようございます。

ただいまの出席委員は16名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） なお、十河剛志委員から欠席の届け出があります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより付託案件の審査に入ります。

総括質疑を行います。

委員長の手元まで総括質疑通告書を提出された方は8名であります。あらかじめ決定しております順序に従い総括質疑を行います。

国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） おはようございます。

通告に従い、総括質疑を行います。

一般質問総括質疑を含めまして1番目をとったのは久しぶりのことですが、頑張りたいと思います。

一般質問では、いわゆるレトロバスだとかいろいろなこと、それから子育てについて、保育料が高くなることを市の職員が最初に発見したとか、かなり褒めたんですけども、今日は厳しくいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

2つのテーマで総括質疑しますが、第1のテーマは、観光振興にかかわる予算です。

まず、観光に関して、士別市としてとっている予算の額、どのくらいになるかお伺いしたいと思います。予算書及び予算の説明資料を見ると、いろいろな部局から士別PRだとか観光に支出することになってはいますが、どのくらいの総額になりますか。

それから、士別市観光協会の運営補助金だとか、観光も含めたイベントごとにいろいろ支出が書いてありますけれども、この辺の概要を説明いただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 徳竹商工労働観光課主幹。

○商工労働観光課主幹（徳竹貴之君） お答えいたします。

観光関係、士別PRなどに係る予算についてであります。関係する部局は、商工労働観光課が所管をしながら、そのほかにスポーツ課、畜産林務課、企画課、経済建設課などが関係しております。

関連する予算の総額についてであります。観光PR、観光誘致に係る予算といたしましては、2,461万6,000円です。また、観光施設の管理、整備ということで、観光関連施設の指定管理料を含めまして1億5,984万7,000円です。

続きまして、観光協会の運営費並びに交流・誘致活動に係る事業費の額であります。合わせまして984万5,000円です。

観光イベント事業につきましては、天塩川まつりですとか雪まつり等々のイベントを総額で1,000万4,000円となっております。

以上であります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今、走り書きでメモをいたしましたけれども、いろいろPRとか、観光関係の施設の指定管理だとか、観光協会への補助だとか、イベントですよ。全部合わせて、大体2億円になるのかなというところのおさえでよろしいですか。では、いいです。

それで、その2億円を使ってどういうふうにしていくのかということは後で聞きたいと思いますが、最初におっしゃった、いろいろな部署が関係していると。当然、経済部の商工労働観光課が主管、主体にはなるんですけども、総務部の企画課だとか教育委員会だとか、いろいろな予算の出口があるんですよ。それで、観光に関して、私はちょっとこの縦割り行政というのは非常に疑問に思っています。

1つ紹介しますと、6月の定例会のときに紹介した上川管内の、要はサイクリングコースを紹介したパンフレットがあります。これは、発行元が上川総合振興局地域政策部地域政策課というところなんです。それで私、パンフレットをもらいに旭川市永山のこの庁舎に行ったんですけども、まずやっぱり、道の部局にも商工労働観光課ってあるんです。まずそこに行って、確か上川管内のそのサイクリングロードの紹介のパンフレットありますよねと言ったら、あったかなと言うんです。それで職員の一人の方が、それ、地域政策課にあるよということで、同じ上川合同庁舎の2階なんですけれども、地域政策課に行ってくださいというふうに言われるんです。それでやっぱり、パンフレットの発行元も違って、結局道民が訪れたときに、そういうふうにならば若干たらい回しになってしまうという問題があるんです。

士別市の場合も、すみません、このパンフレットの続きなんですけれども、第2定例会のときに、こういうのが出ていますよと紹介したら総務部長のほうで、いや、道から事前に聞いていなかったんだという話だったんですけども、やっぱりそういう、道と市の間でもまた縦割りの弊害があって、士別市に話をしていなかった割には、問い合わせ先で、一番上に士別市総務部企画振興室企画課に問い合わせさせてくれというふうに書いてあるんです。やっぱりそこら辺の、道でも市でもそうなんですけれども、観光行政の予算の出口がいろいろあって、パンフレットを出す出さないにしても、どうもその部署間できちんと調整していなかったりするという状態があるんだと思います。

そういう問題意識から若干聞きたいと思えますけれども、まず士別の観光宣材、パンフレットだとかチラシだとか、そういうものを常時置く場所としてはいろいろあると思うんですけども、士別市の外に出たら、例えば旭川空港の案内所、それからJR旭川駅及びJR札幌駅に併設している案内所にパンフレットを置くという仕事もあると思うんですけども、これは具

体的にはどの部署がやる仕事なんですか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 徳竹主幹。

○商工労働観光課主幹（徳竹貴之君） お答えいたします。

それらの観光パンフレット等々につきましては、今お話のあったように、札幌、旭川、空港ですとか、JR観光案内所のほうに配架をしておりますけれども、担当部署といたしましては、経済部商工労働観光課の所管となります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） そこでもう1問いきたいんですけども、たまたまかもしれないんですけども、何回か11月と1月に旭川空港の案内所を見たら、あそこは、士別市でも案内所についての経費、若干負担していると思うんですけども、各市町村の棚があるんです。各市町村に応じた、例えば美瑛町なら美瑛町のパンフレットが置いてあって、士別市という棚もあるんですけども、私が見に行ったときは、その士別市の棚のところに層雲峡のパンフレットが置いてあって、担当の方に聞いたら、士別市からはしばらくパンフレット来ていないんだということだったんですけども、それについては何か原因とかありますか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 徳竹主幹。

○商工労働観光課主幹（徳竹貴之君） お答えいたします。

先日の一般質問の中でも、27年度の中で残部数についても非常に少なくなってきているということもありまして、これらのJR札幌駅の構内ですとか旭川の駅構内、そして旭川空港等々につきましては、一定程度残部数が少なくなってきたときに、各施設のほうから私ども商工労働観光課のほうに、なくなりそうなので送ってくださいということの案内が来まして、それからこちらのほうで送るとい形になりますので、聞く話によりまして、多少のタイムラグ的なものはあるというふうには聞いておりますが、先日も外国人観光客対応の関係でお話をさせていただきましたが、今現在、士別の観光パンフレットにつきましては、日本語と、英語の表記のもの、中国語が繁体字のもの、そして韓国語のものとの種類があります。JRの札幌駅構内でありまして案内所、及び旭川駅、そして旭川空港につきましては、それぞれ全種類の外国語も含めて配架のほうをお願いをさせていただいているわけではあります。が、若干、残部数の関係もありまして、求められる部数に対して、例えば200部送ってほしいというところに対して100部しか送れない、50部しか送れないという時期でもありましたことから、そういった士別のものが置かれていないということがあったのかもしれない。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 実は、おととも札幌駅の横の構内の観光案内所を見てきたんですけども、確かに士別市のパンフレット、3部置いてありました。部数が少ないということは前からもうわかっていることで、この議場でも、去年の決算委員会で十河委員が言ったり岡崎議員が一般質問で出たりいろいろしているので、新年度にすぐパンフレットをとにかく出してほしい

と。札幌駅の観光案内所の職員に自分の身分を名乗った上で聞いたら、やっぱり士別のパンフレットが一番の観光シーズンにないというのは痛いんだと言っていました。夏の観光シーズンだとか、そういうときにそろっていないというのが困るということなんで、ぜひ善処をお願いしたいと思います。タイムラグがないようお願いしたいと思います。

次、細かいことなんですけれどももう1点、例えば士別の雪まつり、毎年ございます。大変アットホームなイベントで、私は、そんなに悪い雪まつりじゃないというか、毎年楽しませてもらっているんですけれども、1つ疑問なのが、国際雪ハネ選手権とっているのに国際的になっていないと思うんですよね。これを本当に名実ともに国際的な選手権にするために、外国から旅行客なり、士別に住んでいる人とか、近所の旭川だとかに住んでいる外国人を呼ぶだとか、そういうことをすることにしたら、それは誰が責任を持って国際雪ハネ選手権にしていくのかという、これは責任者は誰ですか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 徳竹主幹。

○商工労働観光課主幹（徳竹貴之君） お答えをいたします。

まず初めに、過去、今年の2月の開催で17回目の開催となりました国際雪ハネ選手権であります。しべつ雪まつりの一つのイベントという形で実施をされておりますが、過去につきましては、17回の開催の中、外国人の方が参加された回数につきましては、5回の大会の中で外国人の方が参加されているというふうにお聞きをしております。参加人数につきましては、14人というふう聞いております。なかなか、外国から参加をされるということよりも、士別市及び近隣に在住されている外国人の方がほとんどであるというふうには聞いております。

御質問にあります責任者につきましては、事業主体につきましては、しべつ雪まつりの実行委員会になるというふうに思います。それぞれ各部会の中で、会場部会ですとかイベント部会とかというのがありますが、専門的に国際雪ハネ選手権部会というものもありますけれども、責任主体につきましては、しべつ雪まつり実行委員会というふうになりますし、あわせて市と観光協会につきましても、冬の観光ツアーというところで士別ならではの体験メニューの提供ということもありまして、国際雪ハネ選手権につきましては、そういったツアーのエージェントなどにもいろいろ提案のほうをしております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 中国語圏、香港かどこかでしたか、旅行代理店の方が来て、あるいは士別からそっちに出向いたのか、国際雪ハネ選手権の説明などとしたというふうに聞いていますので、引き続き頑張ってもらいたいですけれども、改めて聞きますけれども、観光を何万人呼ぶとか、いろいろ数値目標も後で言いますけれども、その数字だとかについて責任を持っている人というのは、結局、観光協会の会長なのか、市長なのか、商工会議所会頭なのかというところで誰が結局観光について責任を持っていくのかなというのが、市として定義があれば教えていただきたいんですけれども。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岡崎浩章君） お答えいたします。

事業を構築し予算措置をしていることから、相対的な観光施策に係る責任所在については、市にございます。一方、観光協会は、本市の観光振興の意見役として責任を持って各種事業に取り組んでいただいております。観光誘致は、これまで東京、大阪、名古屋などの旅行関係者へのプロモーション、また、本市への招聘事業を実施しております。また、観光情報に関する問い合わせなどにつきましては、市と観光協会、双方で担っているところをございます。

現在、本市の観光行政は、商工労働観光課が主となり進めておりますが、スポーツ課と連携している海外の合宿と観光誘致、企画課と朝日総合支所が連携している天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクト、畜産林務課と連携しているサフォーク振興、畜産林務課と企画課が連携しているサフォークランド土別プロジェクトなど、商工労働観光課が庁内各課と連携している事業は多くありますが、横の連携により、情報共有、庁内共有を密にしながら業務を進めてまいっているところです。

観光協会や市内の各関係団体とも連携している事業もございまして、昨年から協議を重ね、本年、観光協会と行政関係団体による、これまで以上に観光ツアー等の誘致、観光客等の受け入れ態勢整備などの強化に向けて観光推進検討会議を設置する予定でありまして、しっかりとこの中で協議を進めてまいります。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今、商工労働観光課長の答弁の中で、連携という言葉は何度かいただいておりますけれども、うまくいっているときは市と観光協会が連携して成果を上げたということでもいいんですけれども、うまくいかなかったときに、やっぱり責任がはっきりしない。イベントがちょっと集客が少なかったのは、市の責任なのか観光協会の責任なのか、わからなくなるんですよね。そこが私はちょっと問題なんだなと思っています。

次にいきますけれども、冒頭答弁いただいたとおり、観光宣伝とかいろいろ施設も含めて2億円、関連支出があるわけですが、外国人でも日本人でも問わないんですけれども、数値目標を何人集めるというものがあるかどうかということです。

それで、日本政府は、ようこそ・ジャパンとかいろいろ事業、予算の使い方とか問題あるのかもしれませんが、ようこそ・ジャパン事業だとかそういうものを通じて、早くから来日外国人1,000万人という目標を掲げていて、もう達成しましたよね。

また、先週の定例会の一般質問で、谷口隆徳議員の質問に答えて、来道外国人は既に150万人を突破していると、年間です。150万人来るうちに、士別市に泊まる外国のお客さんは、年間200人程度と。計算したら、8,000人から1万人に1人ぐらい士別に泊まると。ちょっと奇抜な人なのかもしれないんですけれども、外国人宿泊客、年間200人程度ということなんですけれども、これ、やっぱり観光支出に2億円、一応いろいろかけていて、費用対効果という意味で

は現状でいいのかと。観光予算をとっていないくて、それで外国人宿泊者年間200人はいいと思うんですけども、やっぱり観光にそれなりに予算をとっていて、外国人宿泊客年間200人云々というのはちょっとどうなのかなと私は思いますけれども、その辺の認識はいかがですか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 徳竹主幹。

○商工労働観光課主幹（徳竹貴之君） お答えいたします。

数値目標につきしては、まず実績といたしまして、平成26年度の外国人を含む本市の観光交流人口につきましては、34万8,423人であります。

士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、平成31年の観光交流人口を40万人と推計しております。これまで、国内観光プロモーションにつきましては、首都圏旅行エージェントを中心に、実際に士別の体験や食について体感をしてもらい、旅行商品の商品化を目的とした旅行関係者の招聘ツアーや、各旅行関係者との商品化に向けた商談会などを実施しております。これらのプロモーションの成果といたしましては、新たな旅行商品がこのプロモーション活動で携わった会社から商品化が造成され、多くの観光客が本市を訪れております。

しかしながら、6月から8月ですとか、12月から2月などの期間につきましては、本市の宿泊施設が予約できない状況もあり、施設が比較的閑散期となるゴールデンウィークから6月中旬までですとか、9月中旬以降12月までの商品ツアーというものを提案をしていながら、観光客の誘致を進めております。

外国人観光客誘致につきましても、これまで近隣地域との連携による台湾、香港の観光プロモーションを実施をしてきておりますが、更なる効果を求め、昨年11月、スポーツ合宿誘致と連携した本市単独での観光誘致活動を実施をしてきております。

費用対効果につきましては、国内ツアーの数は徐々にその成果があらわれてきているものの国外からのツアーにつきましてもまだまだ少なく、しかしながら、新たにシンガポールからもここ数年、ツアーとしてお越しをいただいているということもありますから、これらの成果を広げていくためにも、今後においてしっかりと計画的に進めていかなければならないと考えています。その実現のためにも、観光誘致の数値目標などもしっかりと定める中で、新たな視点での事業計画を定め、本市宿泊施設の閑散期時期のメニューをメインとしながらメニュー提案、商品化に向けた商談会などを積極的に実施をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 本市の特徴として、国道40号線と宗谷本線が南北に延びる通過点みたいなところがあるので、なかなか宿泊とかにつながってこないところはあるかなとは思いますが。近くに旭川市もあるので、宿泊市としては旭川市を選ぶ方が非常に多いと思いますけれども、閑散期対策、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトについて、答弁の中でも言及されていましたが、新年度は第3期に入ります。それぞれ特産品つくって来ました。1期目は士別の水、

2期目は天サイダー、3期目はアルコール入れたらどうだなんていう人もいますけれども、特産品について、このまま士別市として単独で出してもいいものかどうかということについてちょっとお聞きします。

要は私が言いたいのは、天塩岳というのは、道立自然公園ですよ。天塩川が北海道遺産でもあると。また、このたび北海道の予算でも、上川総合振興局の独自の予算として、天塩川、天塩岳の魅力を発信していくというふうに出しています。それで、道も同じことを言って、市も同じことを言っていると。確かに天塩川は士別のものだけではありませんので、天塩川の下流域のものを出すとかって道が言い出せば違うんですけども、ただ、やっぱり構想する段階で、道と市でばらばらに考えてもいいのかどうかというのは、ちょっと私は疑問なんですけれども、道の後押しがあれば、士別の水だとか天サイダーの販路ももっと広がるのではないかなという効果も期待できますが、その辺はいかがですか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 大橋企画課主幹。

○企画課主幹（大橋雅民君） お答えいたします。

上川振興局との連携についてでありますけれども、振興局は、道北地域を連携して政策展開していく一つの方針として、天塩川環境・交流リンケージプロジェクトを長年にわたって取り組みを進めています。このプロジェクトを進める中で、更に天塩川周辺市町村が広域に連携して交流人口の拡大を図っていくために、テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会を設立し、天塩川フォーラムの開催など地域の取り組みを進めているところであります。

一方で、士別の水についてでありますけれども、士別市が天塩川の豊かな自然である水と緑の里士別をPRするため、一昨年6月に3万本、水道水をペットボトル化し、ラベルにまちづくりの紹介を掲載する中で、各種会議などでの活用を初めイベントで配布、それから合宿者への提供など、無料配布、提供する中でPRを図ってきたところであります。更に、天サイダーにつきましては、水道水と特産品の砂糖やビートオリゴを原料とする御当地サイダーとして本市の新たな特産品として、昨年6月に試供品6,000本を開発したところであります。翔雲高校生と協力する中で開発したことから話題性を呼び、新聞やインターネットで幅広く取り上げられたところでもあります。

なお、士別の水、天サイダーにつきましては、振興局との連携で開発した事業ではないものの、水のボトリングについては国の補助、それから天サイダーの開発については、天塩岳・天塩川、岩尾内湖のパンフレットや、登山道看板の作製とあわせて道の補助金の交付を予定しているところであります。

道の後押しがあれば販路拡大につながったのではないかという御質問でありますけれども、天サイダーについては、昨年12月1日から販売を開始しましたが、開発段階から原料や容器、価格設定において利益を追求するのではなく、御当地サイダーとして一般のサイダーとは違う、地域に特化した地域限定の製造販売を一つの方針としてきたところであります。天サイダーについては現在、商標登録を申請しているところでありますので、次の製造に向けて、今後の商

品価値や流通関係などを調査・研究しながら販売方針を検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 天サイダーについて今、答弁いただきましたけれども、地域限定で売るのであって、大々的に利益を追求して、大々的に売るということではないと思います。ただ、限定的であるということと内向きであるということとは違いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトについてなんですけれども、予算説明書を見ると、9ページなんですけれども、要はこの新年度のメインの事業が、岩尾内湖白樺キャンプ場管理棟スロープ補修工事383万4,000円、天塩岳山開き補助、これは毎年ですけれども32万5,000円、プロジェクト推進費も毎年のことなんですけれども15万円ということで、新年度のメインの事業が岩尾内湖のキャンプ場の管理棟スロープ補修なんですよね。このプロジェクトの目的というのは、この説明書にも書いてあるんですけれども、天塩岳・天塩川などの豊かな自然環境を生かし、その魅力を高めるとともに、積極的な情報発信に努め、地域ブランド化の推進と交流人口の拡大を図ると。3つですよ、情報発信、地域ブランド化、交流人口。この岩尾内湖のキャンプ場のスロープを補修することで、情報発信と地域ブランド化と交流人口の拡大になるんですか。ちょっとそこを説明していただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 大橋主幹。

○企画課主幹（大橋雅民君） お答えをいたします。

天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトの目的につきましては、今、国忠委員おっしゃったとおり、情報発信、地域ブランド化、それから交流人口の拡大、この3つの柱を目的としているところであります。各部が所管する事業、天塩川源流まつりなどと連携づけながら、横断的な強化をこのプロジェクトの中で図ってきているところであります。

特にこの2年間では、土別の水、天サイダーの開発に取り組んできたものの、28年度においては、安全性の向上や景観整備を目的に岩尾内湖の白樺キャンプ場の管理スロープの整備により、天塩岳・天塩川の交流人口の増加につながるということを考え、天塩岳の山開き事業の予算とともにプロジェクト事業で予算づけをしたところでございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 岩尾内湖のキャンプ場、人気もありますし、きれいですばらしいし無料だし、私もとてもいいと思いますし、このスロープ補修工事をすることによってキャンプの人气が更に高まるのであれば、それはそれでいいと思うんですけれども、ただ、このプロジェクトに入れるべき内容なのかどうかということです。ほかの商工費だとかいرونなところで383万4,000円予算とれるかもしれないのに、この安全性向上と景観整備という大義名分でもってこ

こに入れちゃうというのがどうもわからないというか、やっぱり毎年特産品をそれなりにつくってきたので、この魅力発信プロジェクトでは何か特産品を一つつくるだとか、あるいは士別にいろんな市民のグループがありますから、そういうところに頼んで何か士別のブランド化につながるようなものをつくったらいんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 青木企画課長。

○企画課長（青木伸裕君） ただいま、この事業をこのプロジェクトの中に入れるのかどうかといった部分につきましては、平成26年度にこのプロジェクトを立ち上げたところでありまして。その際に、目的は先ほど来、お話しのとおりでございますが、天塩岳の登山道整備、それとこの観光資源であります岩尾内湖の整備についても一緒にプロジェクトを進める中で、その取り組みも入れていこうといったことにさせていただいております。これまでも、岩尾内の展望台の安全策の整備でありましたり、今年におきましては、岩尾内湖周辺のトイレも解体させていただいたりといったことであります。一体的にこういったところで横断的に取り組むことで、更に天塩岳、岩尾内湖、それと天塩川についての魅力を進めるべく、この事業とさせていただいたところでありまして。

また、平成28年度につきましては、特産品の開発についてですが、新たな何か特産品をつくるべきなのか、または士別の水につきましては今年の7月が消費期限ということもありますので、今後のそういったいろいろな部分を調査・研究させていただきながら進めたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 特産品にもぜひ手がけていただきたいと思いますが、一応、1つ提案しておきます。天塩川、最近非常に魚が増えていまして、それは流域で農家がおやめになったりとか、いろいろそういうような要因もあるんでしょうけれども、夏場はヤマベなんかは非常に豊漁なんですよ。それで、水産加工品なんかもテスト生産してみたらどうだろうと私のほうでは思います。一応、意見として承っていただけますか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 青木課長。

○企画課長（青木伸裕君） 今、魚の部分、加工品としてといった御意見いただきました。

以前に、朝日町においてヤマベの加工といったところもございますが、今、その加工施設もかなり老朽化して使われていないといった状況もあります。

今の御意見も含めて、今後の特産品の開発に努めてまいりたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 登和里の奥のほうにヤマベの養殖されている方がいて、そこで加工も昔はされていたということで、以前、議会の常任委員会で視察に行ったことがあります。ぜひ検討してください。

次に、地方創生2事業についてお伺いします。

地方創生2事業が、7つのKということでいろいろなことに波及するんだとパンフレットに
る書いてありますけれども、その一つに、観光に波及するというふうになってあります。

例えば、農業未来都市の事業で、グリーンツーリズムによる観光客の誘客に波及すると。そ
れからスポーツ合宿の聖地という意味で、こちらの事業では、この定例会でも出ていた台湾向
けの合宿招致と、それから台湾からの観光誘客をいわば抱き合わせで行うというふうになっ
ています。今日冒頭で述べた中で、私はこの抱き合わせでやるんだというところに縦割り行政が
入っているんじゃないかなと思うんですよね。だからうまくいけばいいですよ、それは教育委
員会と経済部で連携して、台湾からお客さんいっぱい来たということになればもちろんハッピ
ーなんですけれども、やっぱりうまくいかなかったときに、抱き合わせでやるからうまくい
かなかったと。これはどっちの責任なんだということになってはいけないと思うんですよね。

だから、さっき数値目標ということも言いましたけれども、本当にグリーンツーリズムでお
客さんと呼ぶだとか、台湾から観光客も呼ぶというときに、このPDCAサイクル、いわゆる
プラン、ドゥ、チェック、アクションですよね、そのサイクルにのせて何となく漠然と、スポ
ーツも呼ぶけど観光客もというような、あわよくばみたいなことではなくて、目的意識的に取
り組んでほしいんですけれども、そういうふうに行えるかどうかちょっとお伺いしたいんです
が、お願いします。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 青木課長。

○企画課長（青木伸裕君） お答えいたします。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みを展開するに当たっての御意見をいただ
きました。

基本的には、それぞれ所管する部局を中心としながら事業を進めてまいります。そこで関係
部局との連携を図りながら、両面的なものを進めていながら、それぞれのいいところをより
一層、考えを持ち込みながら事業を展開することが必要なのではないかと考えています。特に、
農業未来都市や合宿の聖地創造を目指す施策を、先ほど言ったとおり、それぞれの部局、例え
ば総務部、経済部、教育委員会、それらが責任を持って事業を進めていく中で、教育、子育て、
健康、雇用、交流、観光、環境のいわゆる7つのKの充実に結びつけていくためには、こうい
った全庁横断的な取り組みが必要ではないかと考えております。関係部局との横のつながり
によりまして各分野への波及効果を図ってまいりたいと思っております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略会議からも今後もいろいろな御意見をいただく中で、各施
策の効果、検証とその検証結果を踏まえた中で、施策の見直しをしましたり、PDCAサイク
ルを確立する中で全庁一丸となって地方創生に向けた取り組みを進めたいと考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 観光について、総論を最後に申し上げますけれども、成功している例とい
うのは、観光カリスマなんていう地元の市町村の名物おじさんとか、そういうような感じの人

が命をすり減らしながら行ったこと、例えば、中富良野町の富田ファームの方、去年亡くなりましたけれども、やっぱりああいうふうに、ラベンダー畑を潰すか潰さないかでよく考えて、さんざん悩んで残したことがあれだけの観光地になっていると。それから旭山動物園、一時、非常に低迷した施設でした。旭川市のお荷物とまで言われて。そこから行動展示というのを考えて、起死回生していったと。そういう、観光についてうまく結実した例というのは、どこか物語があるんです。それは後からつくったようなこともちょっとありますけれども、やっぱりどこか観光を興していくときには、必ずそこには一つの物語があると。格好よく言えばそういうことです。

それで今の士別の状態のように、予算の出口も多くて、誰が究極的な責任者なのかが見えず、連携ということはよく言いますが、どこかいろいろな合宿だとかと抱き合わせで、あわよくば呼びたいというような発想のもとで、2億円の観光関連予算を漠然と支出するということになってしまっただけではないかと思うので、最後に相山副市長、よろしければこの件、コメントいただけないでしょうか。よろしく申し上げます。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 2億円の予算をいろいろな出口から出して効果が上がるのかと、外から見てわかりやすくなっているのかというようなことだと思いますけれども、そのことから申せば、冒頭の質問の中で、いろいろな取り組み、商工労働観光課でやっている本来の観光を目的とした事業もありますし、農・商・工を広く知ってもらおうというようなイベント、産業フェアなどはそうですけれども、後はスポーツ関係の事業もありますし、ハーフマラソンや交流事業、いろいろな地域と交流しようという事業があつて、それぞれもとは産業の振興であつたり、そういったスポーツの振興であつたりといったところが出発点であつたために、いろいろな部署で今でもいろいろな事業を組んでいるということだと思います。

ただ、観光というのは、ひとりの景勝の地の風光を見て回るといったようなことではなくて、今は、体験したり、その中に入り込んでいって自分の身になるようなことをつけていくといったことも含めて幅広く観光といったようなことになっていると思いますので、今言った、出口が多いと言われたいろいろな事業も、広い意味では観光と捉まえることもできようかなんかという事は思います。そういった意味においては、中から見ても外から見てもわかりやすく効果が上がっているということをしていかなければなりませんので、先ほど、商工労働観光課長が申しました観光推進検討会議というのを今、検討して立ち上げると言っておりますので、その中で一元的に行えるようなスタイルをしっかりとつくっていかねばならないかなんかというふうに思います。

それと、命をかけて取り組むような人が必要だということでもあります。私も一時期といいますが、担当として観光に取り組んだこともありまして、富田ファームの方やなにかもいろいろ見させてもらったことがあります。あそこは、農業ということで、ラベンダーに取り組んで、ラベンダーオイルやなにかをつくったんですけれども、いろいろ経済的にうまくいなくなっ

て、周りもみんなラベンダーをやめたときに、今言われたように、潰すか潰さないかといったところで、そこで旭山動物園もそうだと思うんですけども、いい時期があって、そこを見たときに、そこでどうして上向いてきたのかというと、富田ファームについても旭山動物園についても、そこに人並みはずれたこだわりと情熱があったというふうに思います。

士別もそういった人が、みちとかそういった組織化ということになりますけれども、先ほど言った一元的に取り組むという視点の中で、そういった人が引っ張っていくといったことが大きな力になると思いますので、先ほど言った会議の中で、そういった方向性も探っていかなければならないなど。ただ、人並みはずれたそういった熱意を持った人を見つけるのか育てるのかということは、これは一朝一夕ではいかないと思いますので、そういったことも十分考えながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） どうもありがとうございました。

それでは、次の項目に移りたいと思います。ちょっと長くなってすみません。

第2のテーマは、本市の医療についてです。市立病院については一般質問でもたくさん取り上げられまして、まさに今、市議会での議論の中心というところになっています。それで、私の総括質疑では、本市の農村部にある上士別医院、多寄医院、それからあさひクリニック、そして、あと市内の開業医にまつわる問題を若干取り上げたいと思います。

おとし、市議会の文教厚生常任委員会、私副委員長なんですけれども、この常任委員会で、長島副院長など市立病院スタッフ数人と合同で芦別市立病院の療養病床を視察しました。そのときに、芦別の市立病院を見た後にミーティングもしたんですけども、芦別の方がおっしゃっていたのは、いわゆる農村部というか、副市街地があるんですね、上芦別とか頼城とか。そこに旧炭鉱があったんです。炭鉱があって、昔は上芦別、頼城というところには、炭鉱の会社がやっている診療所があったと。三井だとか住友だとか。ところが、炭鉱がなくなると、病院も引き上げてしまったということです。

いろいろな市町村ありますけれども、今、平成の大合併をして、拠点になる町には市立病院を残しながら、合併された町のほうには小さな診療所を残すというところがあります。そういったところを除いて、士別に似たように、こういう上芦別、多寄だとかの診療所、医療拠点を持っている町というのは、道内に類似する例があるかどうかちょっとお伺いしたいんですが。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 川原福祉課主幹。

○福祉課主幹（川原広幸君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

平成の大合併によって診療所を抱えた町もあるんですけども、それ以外の開設している診療所の情報を道のホームページからしか確認できなかったのもので、その中で、平成の大合併も含めた形の地域における診療所を開設している自治体は、道内の35市中12市と、3分の1の市において診療所は開設されているということが確認できました。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 12市は士別と似たような、士別を入れたら12市なので、士別のほかに11市が似たような形態の診療所を持っているということだと思いますね。

それで、この新年度の予算で、3診療所に関して盛り込んだ予算について概略を説明していただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 川原主幹。

○福祉課主幹（川原広幸君） お答えいたします。

3診療所における予算につきましては、多寄医院につきましては指定管理、上士別医院、あさひクリニックにつきましては経営委託しておりますので、主なものとしては、指定管理料、経営委託料となりますが、このほかに、電子カルテシステムや医療機器のリース料、消防設備点検のための手数料、その他診療所の修繕費等の維持管理費、また、主な医療機器購入費として、上士別医院において手術用顕微鏡、あさひクリニックにおいては点滴のときに使用するシリンジポンプなどがあります。なお、あさひクリニックにおいて、建物の維持補修に係る屋根防水工事を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで、指定管理と委託というふうに、この3診療所の中でも形式が違いますが、この中で人件費の率というか、概略はどの程度なのかお知らせください。また、この診療所に勤めているスタッフ、当然ドクターがいて、看護師、看護助手、事務職員といるかなと思うんですが、その人数と雇用形態についてお願いします。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 川原主幹。

○福祉課主幹（川原広幸君） お答えいたします。

3診療所における積算に基づく人件費の割合は約8割となっています。また、それぞれの診療所におけるスタッフの人数につきましては、各診療所の医師は1人で、医師以外のスタッフは、上士別医院は常勤事務職員2名、パート事務職員2名、常勤看護職員1名、パート看護職員1名の計6名、多寄医院は医師が経営する民間病院との兼務ではありますが、常勤の事務職員4名、パート事務職員1名、常勤の看護職員1名、常勤の電気治療職員2名の計8名、あさひクリニックは常勤事務職員2名、パート事務職員1名、常勤の看護職員1名、パート看護職員1名と、あとパートの検査技師1名の計6名となっております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） なかなかしっかりした体制だと思います。私、聞く前は、ひょっとしたら事務とか診療所間で兼務していたりいろいろ走り回っているのかなと思いましたが、専属でこうやってスタッフも配置しているということなので、この体制を守っていただきたいと思うんですが、それで、人件費のことは終わりました、次に物品です。

各医師がそれぞれ自分のやりたい医療というか、それはもちろんどんな患者さんが来るかでも違って来るんですけども、お医者さんってやっぱりそれぞれ専門があって、こういう物品が欲しいとかいろいろ要望が上がってくると思いますけれども、それは、具体的にはお医者さんが出して、こういう医療機器を整備してほしいと市に直接言ってきて、それをある意味、オーダーが出ればすぐ整備するというふうなシステムになっているのかどうかについてお聞きします。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 川原主幹。

○福祉課主幹（川原広幸君） 医療機器等の整備、要望につきましては、今お話あったように、それぞれの診療所の医師から、その治療方針に基づいて必要物品の要望をお聞きする中、計画的に整備を行っているところです。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 計画的な整備ということなんですけれども、私が聞きたいのは、調整といえますか、多寄のお医者さんはこれが欲しいと言ったけれど上士別はこっちが欲しいと言って両方購入する状態にないというときに、例えば、多寄のほうは来年まで待ってくださいとか、あさひのほうを優先しますとかいうふうに調整をとるときに、結局、お医者さんに対して、あなたの言われた機器は買いますけれども、あなたのはちょっと来年度まで待ってくださいというふうな調整は誰が行っているんですか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 田中保健福祉部次長。

○保健福祉部次長（田中寿幸君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、医療機器の購入につきましては、それぞれの先生の専門性ですとか、それから治療方針等によりまして、要望される機器に違いがあります。市では、それらを尊重した中で整備することが望ましいというふうに判断しておりますけれども、財源の問題ということもありますので、毎年、先生方で私どもが相談をさせていただきまして、そして優先順位等々をつけていただきながら、その中で計画的な整備を図っているところでございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 保健福祉部のほうでしっかりこれからも調整していただきたいと思います。

次に、上川北部圏域の医療構想が出ることになっています。それこそ士別市立病院と名寄市立病院の急性期、慢性期の分担だとか病床数の問題だとかいろいろ出てくると思うんですけども、その医療構想の中で、この3診療所はどう位置づけられていくのかということです。もちろん3診療所だけでなく、市内には開業医もおられますし、あと保健福祉センターが市立病院の隣にございます。こういったものをどう医療構想の中に位置づけていくか、それはやっぱり、お医者さんの役割というよりはこういった行政だとか議会の役割なんじゃないかなと私は

思うんですけれども、一般的に考えれば、だんだん医療も在宅に、それから、介護だとかケアも在宅にシフトしていくことが考えられると。そうなったら、やっぱり地域に根差した診療所だとか開業医、それから保健福祉センターの役割は、小さくなることはやっぱりない、大きくなると思いますが、この医療構想への診療所、開業医、保健福祉センターの位置づけということについてコメントをいただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 加藤市立病院事務局次長。

○市立病院事務局次長（加藤浩美君） お答えいたします。

地域医療構想につきましては、現段階、素案という状況でございます、この構想につきましては、2025年におけます医療需要の推計、これは国から示されました病床利用率に基づきまして必要とされる病床数を推計し、それを達成するための施策等について取りまとめているものでございます。

それで、高度急性期から慢性期までの病床機能ごとに必要量を推計しておりまして、全体では、現在上川北部区域におきまして1,004床、これを213床減の791床と推計しております。それで、将来のあるべき医療提供体制を実現するための病床機能の分化と連携とその推進に当たりまして、病床機能ごとの病床数の調整は、医療機関ごとの実質的な取り組みにより相互協議により進められるということをご前提としているところであります。

また、病床機能の分化及び連携を推進することによりまして、入院医療機能の強化を図るとともに、患者の状態に応じ退院後の生活を支える外来医療、在宅医療の充実は一層重要であり、退院後や入院に至らないまでも状態の悪化等により在宅医療を必要とする患者は、今後増大することが見込まれていると構想の中ではしているところでございます。

そういった医療構想に基づきまして、在宅医療の重要性というところを構想の中ではうたっているということで、大きくこの診療所の位置づけあるいは保健センターの位置づけについて触れているという状況ではありませんけれども、病院から在宅へ医療の流れが更に強まりますことから、外来医療はもちろん、訪問看護、訪問診療といった在宅医療の充実が必要でありますし、地域包括ケアシステムの中のかかりつけ医としての診療所機能、役割は重要になっていくものと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 米谷健康長寿推進室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） 私から医療構想における保健福祉センターの役割についてお答えをいたします。

病院から在宅へ医療の流れが更に強まることで、在宅医療と在宅ケアは、今後ますます連携を強化していかなければならないことから、保健福祉センターの役割としましては、地域の健康課題を抱える家族の相談、地域の相談を受ける中で、まずは地域の身近なかかりつけ医と情報を共有しながら、必要な医療、介護などが受けられるよう、必要な事業所にしっかりつなぐという役割があります。中でも、農村部にある診療所は、地域住民の健康課題について日ごろ

から情報の共有を行うことで必要な支援に結びついていると考えます。

また、在宅ケアの観点から、医療と介護の連携も必要なことから、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、保健師、ソーシャルワーカー、ケアマネジャー、介護福祉士、介護サービス提供担当者と、地域の多くの職種が連携し協働することが重要となりますことから、地域包括支援センターを中心に、医療と介護の連携推進ワーキンググループの立ち上げや、他職種連携にかかわる研修会を開催する中で、本市に必要な連携の推進のあり方を協議し、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活が継続できるよう努めてまいります。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ありがとうございます。

地域包括ケアシステム、議会で谷守議員がエキスパートだと思いますが、その中にこういった診療所、開業医、保健福祉センターをしっかりと位置づけていくと。既に市で始めた地区担当保健師制度が、結構この中では意味を持つてくると思いますので、それも引き続き推進していただきたいと思います。

次、開業医の問題にいきたいと思います。

開業医誘致条例、最近議会で条例をつくりまして、首尾よく誘致の成功例も出ています。開業医さんも開業されて数年たちますけれども、実際の運営、患者さんを診て、会計だとかレセプトの処理だとか、日々いろいろな大変な仕事も多いと思いますけれども、実際の運営について、開業医さんからお話を聞いたり悩みを聞いたりとか、いろいろな支援とかいうのは、市としてどんなふうに行っているかちょっとお聞きします。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 田中次長。

○保健福祉部次長（田中寿幸君） お答えいたします。

開業医誘致条例によって開業した医師からは、現在、その運営にかかわる部分のお話というのは、具体的には承っていないところであります。それで、それぞれの病院では、それぞれの経営方針の中で、職員等、先ほどもお答えしたとおり、確保して診療を進めていただいているというふうに認識しております。仮に、経営に関する支援に関する相談等あった場合につきましては、開業医誘致条例において整備しております経営資金の貸付に関する情報などもお伝えしてまいりたいというように考えているところです。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今、答弁のほうで出ました経営資金貸付金についてですが、これは、幾らが上限で、何年で返済するのか、この返済状況について順調なのかどうなのかお答え願います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 田中次長。

○保健福祉部次長（田中寿幸君） 今、御説明いたしました経営資金貸付金につきましては、本市の区域内に1年以上診療所を開設している開業医に貸し付けるということですが、2,000万円

が限度ということになっております。ただし、その前に、開業資金貸付金という貸付金もありまして、これらを全て完済をしているということが条件になっております。今、市内に開業医、この開業資金の貸付金を利用されている2つの診療所、お二つともこれを利用されております。それで現在、その償還は計画どおりに行われているというところでございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 開業医については経済的には順調に返済されているということですね。

それで最後のほうになりますけれども、予防接種の予算も確保されていますけれども、各医療機関で予防接種を行っていますけれども、私保育園で働いている立場でよく言うんですけれども、午前中に外来診療されるもので、予防接種の予約をすると子供の昼寝時間の大体1時から3時ぐらいを指定されることが多くて、子供が注射のときにむずかって困るという声をよく聞きます。この点、ちょっとついでで申しわけないんですけれども、善処できたらと思います。対策伺ってよろしいでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

現在、予防接種につきましては、市内医療機関と委託契約のもと予防接種を行っていただいているところでございますが、医療機関によっては、保護者の要望に合わせて時間の調整をいただいているところもございますので、このような柔軟な対応をしている情報をほかの医療機関にもお知らせしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） よろしくお願ひします。

最後に、先週は市立病院について市長もおっしゃっていましたが、農村部の診療所などについても、しっかり地域の医療拠点としてぜひ新年度も守っていききたいと思っておりますので、その決意のほどを市長にお伺いして終わりにしたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 診療体制について、国忠委員から幅広く御質問をいただきました。

もう私、何度も申し上げているんですが、合併によりまして士別の行政面積というのは1,120平方キロメートルです。1,120平方キロメートルというのは、上川総合振興局23市町村あるわけでありまして、一番広いのが士別であります。この行政面積でありますから、合併した町でございまして、診療所をそれぞれの地域に設置をするというのは当然のことだと私は思っているんですが、ただ残念なことに、温根別地区については、患者数も相当減ってきたということで、当時は士別から、市立病院から出張で温根別へ行って、週に数日診療していた経緯があったわけでありまして、苦渋の選択として廃止をして相当なるわけでありまして。しかしながら、朝日、上士別、多寄につきましては、それぞれ診療所が機能を発揮しています。

先ほど、担当職員から御答弁申し上げたとおり、かかりつけ医として、そして今、在宅業界、極めて充実に向かおうというときに、私非常にうれしいのは、それぞれの診療所の先生が訪問診療されているということもお聞きをしていますし、市立病院を中心としながらやるわけでありますが、診療所もそういった意味ではもう既に先駆けをしてやっていたというところは、非常に心強い限りであります。少子高齢社会に向かうわけでありますから、この診療所についてはしっかりその地域に置くということで、特に新しい総合計画をこれからつくり上げるわけでありますが、私が先般も答弁申し上げたのは、地方が元気になって初めて北海道が発展、日本が発展するというふうに申し上げているのであります。士別は合併した町ですので、それぞれの合併した地域が、住民が、そこで魅力を発揮して元気になるということが士別市の発展につながると思いますので、その中心になるのはそれぞれの診療所だと思いますから、これから将来に向けて、訪問診療なども含めてこの診療所が有意義に発揮できるように考えていきたいと、このように考えているところです。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） どうもありがとうございました。

終わります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） 通告にしたがいまして、総括質疑をさせていただきますが、最初に、まず通告した内容、質疑の順番をここで変えさせていただきますと思います。

1番、3番、4番については、市民部が対応ということなので、流れの中で質問させていただいて、その後、2番、5番という形で質問させていただきたいと思います。

それでは、質疑に入りたいと思います。

まず最初は、コミュニティセンターの整備事業条例についてなんですけれども、今般出されました。その改正に伴って、新築における算定基礎額の限度額が3,250万円から3,750万円と引き上げられましたが、この事業費に対する補助額は、改正前後で、道内の他市との比較とあるいは水準についてどうなっているのかをまずお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 佐野環境生活課主査。

○環境生活課主査（佐野貴敬君） お答えいたします。

新築における改正前後の道内他市との比較につきましては、各種の補助割合等が一律ではないことから一概に比較は難しい部分はございますが、直近で補助金を交付した平成26年度下士別自治会館の新築工事をもとに試算した場合、改正前の補助交付額が474万9,000円と、新築の補助基準を設けている道内24市中、21番目でしたが、改正後は668万円となり、11番目となっております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 次いきます。

次、新築、改築の申請では、この制度を利用して、この後新築、改築の申請を予定している自治会はあるのか、あるいは前年度までに、もしかしたらそういう申請のニュアンスを出している自治会があるのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 佐野主査。

○環境生活課主査（佐野貴敬君） お答えいたします。

新築、改築の申請を予定している自治会につきましては、新築または改築工事として、1自治会が申請を予定しているとお聞きしております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、次いきます。

合併後に、この条例による会館整備を恐らく何件かされていると思います。先ほど、下土別自治会館の話がありましたけれども、この実績のほうはどういうふうになっていますか。実績件数と金額がわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 佐野主査。

○環境生活課主査（佐野貴敬君） お答えいたします。

合併後、本条例による会館整備の実績につきましては、増築1件、増改築1件、新築1件の計3件となっており、補助金交付の合計金額は707万3,000円となっております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） この条例が今度出てきて、改修において、申請が今般300万円という予算をつけているわけですが、これを超えた場合の対応についてはどういうふうな対応をするのか、件数だとか金額だとかあると思うんですけども、それをどういうふうにして選択していくのかをお知らせいただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 佐野主査。

○環境生活課主査（佐野貴敬君） お答えいたします。

改修において申請が市の予算額を超えた場合の対応につきましては、4月に、会館を有する自治会へ調査の上、要望のあった自治会にヒアリングを実施いたしまして、庁内会議において決定することとしておりますことから、当初予算の範囲内において補助を予定しております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 質問に対しては大体理解はしたんですけども、一番私が危惧することは、この条例に基づいて新築や改修を実施した会館において、現状以上に果たして活用がされるのかどうなのかというのが一番問題になってくると思うんですけども、やっぱり財源が厳しい中で、市としても、いろいろな用途の中で拡大をしてその会館を利用していただかないとならないというふうに思っています。

どこの自治会の会館においても、当然老朽化が進んでいって、改築あるいは増築、増築よりも改築のほうが考えているところ多いと思うんですけども、自主財源の中で基金を積みながら、廃品回収をしたその財源をもとにしたりとか、そういう積み立てをしながら充てていくというところが多いと思うんですけども、それよりも何よりもその自治会に近いところで、公共施設だとかも恐らくあると思うんですね、市内においては。そういう活用の仕方もあると思うんですけども、そういう提案の仕方もあると思うんです。あるいは直した後に、もっと今以上にどういう活用をしますかという、そういうヒアリングも必要だと思うんですけども、その辺については何か考えがありますでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 原田環境生活課参事。

○環境生活課参事（原田政広君） 私のほうから、自治会館の用途について御説明させていただきたいと思います。

自治会館は、住民の身近にあり、地域活動の拠点でありますことから、良好に管理していただき、より有効に活用していただくことが望ましいと考えているところでございます。

自治会活動については、各自治会が、それぞれ地域性や体力に合わせて自主的に活動を進められているところでありますが、今後についても、新たな各種の講座や教室の実施など、自治会館の有効活用や利用拡大を進めていただき、地域力の発揮と地域コミュニティの醸成を図れるよう自治会連合会等と連携していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 補助する分においては、やはりその後、検証する必要があると思うんですよ。これだけお金を補助いたしました、それでは、その会館においてこういう使い方をしていきますよという検証が必要だと思うんですけども、それについては、向こうから上がってくるのを待つのか、こちらからある程度のものを示しながら、やりましたかというのを示していく必要があると思うんですけども、その辺はお考えとしてはありますでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 千葉市民部次長。

○市民部次長（千葉靖紀君） 前段申し上げましたように、各自治会の自主的な取り組みはございますので、活動に関しまして、こういうふうにこれだけやってくれという形での進め方は、ちょっと市としては難しいのかなと思っております。ただ、市の補助という部分の中では、改修を行い広い用途で使っていただく。それから自治会館についても、当然自主財源の中で自治会が負担して改修するわけですから、その意味も込めて有効な使い方をしていただきたいというお話はさせていただきます。

それと、自治会活動につきましては、各自治会、単位自治会のほうから、毎年、活動報告等、総会の議案等もいただいておりますので、そのような形で活動状況については把握してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 今、お話あったわけですがけれども、ぜひ考えていただきたいのは、市で行っている事業を、ぜひ自治会のほうにも出向いていただいで行。例えば、地区担当保健師がいるときに、その地区担当保健師と一緒に健康に関する講座を開いていただくとかという活用をしていただくことが非常に大事でないかなと思いますし、また、サフォークジムにしても、これからいきいき健康センターができますけれども、もう、できる前から、活用が大分マックスになるような状況を聞いているんですけれども、そういうときにやはり自治会の活用する意味合いが出てくると思うので、そういう使われ方もありますよというような例を挙げながら、どんどん活用の方法をPRといいますか、示していく必要があるのではないかなと思います。その辺、いかがでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 千葉次長。

○市民部次長（千葉靖紀君） 自治会館、単位自治会での活動につきましては、これまでも、市のほうで出前講座、健康管理の部分も当然ございますし、それから消費生活の部分、それから交通安全の部分ということで、出前講座、学習会講座等も実施させていただいております。ただ、それが全ての自治会館で行われているわけではございませんので、その辺の宣伝、啓発を今後ひとつ続けていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） より一層の啓発、PRに努めていただきたいと思います。

では、次に移りたいと思います。

次は、自治会活動補助事業についてなんですけれども、LEDの防犯灯設置の予定数、また、前年度の実績を教えてくださいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 佐野主査。

○環境生活課主査（佐野貴敬君） お答えいたします。

LED防犯灯設置の予定数は、本年は100灯分を予算に計上しております。

また、平成27年度の工事实績は、新設6灯、取りかえ129灯の計135灯となっております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 27年度の実績、新設6灯、増設129灯ですね。今回、その予定する100灯というのは、新設になるのでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 佐野主査。

○環境生活課主査（佐野貴敬君） お答えいたします。

設置に当たりまして、昨年と同様に、4月に各自治会へ要望調査を実施する予定でございます。その中で、取りかえに当たるのか新設に当たるのか、聞き取りを行った上で設置していく運びになる予定でございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、本年、設置していく上での自治会との進め方については、要望調査というふうな捉え方でいいんですね。

100灯の予定に対して、これまた要望が多くなった場合、どういうふうな選択の中でそこを選んでいくのか、あるいは、それ以上にまた補正を組みながらやるのかどうなのか教えていただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 千葉次長。

○市民部次長（千葉靖紀君） 4月に要望調査を行いまして、当然新設が多くなれば、費用、単体単価が上がりますので、灯数は減ってしまうという形になります。それで、どのような選択、形になっていくかといいますと、この事業につきましてはもう複数年やっておりますので、そここの自治会で進められてきた部分がございます。それらの過去の設置数も考慮しながら配分的なものを考えていきたいというふうに思いますし、それから、これ、まとまった部分で工事をされますと、ある程度の工事費が下がるという部分もありますので、大口の部分でもし執行残が出た場合につきましては、また新たな自治会のほうに配分するというような流れで進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 理解をさせていただきました。

関連して、LEDの関係ですけれども、安全・安心まちづくり推進事業についての関連になりますけれども、こちらも、通学路対策においてのLEDの防犯灯、10灯の設置というふうになっておりますが、これについては、場所、これは自治会とも関連してくるんですけれども、まずはその通学路の設置場所を予定しているところを教えてくださいたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 佐野主査。

○環境生活課主査（佐野貴敬君） お答えいたします。

設置場所につきましては、先ほど委員おっしゃったように、自治会及び各学校と協議の上、設置を進めてまいります。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 通学路といっても、一概にやっぱりそれぞれの道があると思うので、決めるのは難しいと思うんですけれども、恐らく、例えば教育委員会のほうから学校に対して、よく情報の中で不審者が出ましたとかという情報があったりするわけですが、そういうところを中心にだとか、あるいは交通量の多いところというふうになると思うんですけれども、当然、LEDは防犯灯という扱いにもなるわけですから、自治会だけでなく、やはり学校との協議も十分必要になってくると思うんですけれども、今まで学校との協議も含めて話し

合いというのはあったんでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 原田参事。

○環境生活課参事（原田政広君） 私のほうからお答えいたします。

通学路のLEDの設置場所についてでございますが、これも先ほど御説明したとおり、各自治会と、それから学校関係者と十分協議の上、場所を決定して実はおります。不審者等の話もあったと思われませんが、実は通学路の設置する最初の条件については、通学路の暗い場所というようなところでございますので、既存のワット数の小さい外灯から中心に取りかえをしているところでございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） まだわからないところが出てきましたら、おいおいまたお邪魔して伺いたいと思いますので、次の質問に入りたいと思います。

次は、合宿の聖地創造事業についてお伺いしていきたいと思いますが、体育施設整備事業における陸上競技場の公認検定の期限が恐らく早々に来るでしょうし、それが単年度で行える予算なのか、部分改修なのか、全面改修なのかによって、検定、認定を受けられるか、受けられないかあるとは思いますが、まずはその公認検定の期限をお知らせいただきたいと思っています。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 坂本スポーツ課主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

本市の陸上競技場におきましては、第3種陸上競技場として公認を受けております。公認の期間としましては、5年間ということになっていまして、前回の公認については、平成23年の10月に実施しております。したがって、現在の公認有効期間につきましては、23年の10月17日から平成28年10月16日までの有効期間となっております。委員お話しのとおり、28年度においては、次の公認検定を受験しなければならないという状況になっております。合宿期間中、また市内の小・中学生が、夏場競技場を使用されますので、今年におきましても、10月ごろの公認の受験を予定しているところでございます。この受験で公認が受けられますと、5年間ということになりますので、平成28年10月17日から平成33年10月16日までの5年間の公認が受けられるということになります。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、どこまでの改修が必要とされるか、それによって金額もいろいろ変わってくると思うんですけども、今後、いろいろ合宿だとか、合宿の聖地ということをやっている以上、早々に整備をしていく上において、この単年度の財源だけで果たして間に合うのかどうかということもあるんですよ。私、4定の中でも言ったとおり、どうやって財源を確保していくかということも必要であり、早々にその財源確保に向けた動きも必要であ

ると思うんですけども、何か対策等は考えているのでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） 28年に行います公認検定にかかわる、まず経費につきましては、さきの28年第1回定例会の補正で議決はされておりますが、公認検定員の謝礼金、また旅費等の支給としまして18万8,000円の経費がかかることになっております。また、第3種公認検定に備えなければならない用器具がございます。例えば円盤投げですとか、そういった器具類で304万2,000円、こちらが来年度の検定を行う上で必要になってくる経費となっております。23年度の公認検定の際にも検定委員のほうから御指摘を受けております。本市の陸上競技場の走路、特にトラックの摩耗が激しいので、可能な限り改修を早目に行うということが望ましいというような所見もいただいております。そのような形で、計画上では平成29年の総合計画でも予定しておりますけれども、陸上競技場のトラックの改修を予定しているところでございます。それで、財源の確保というところのお話がありました。喜多委員のさきの質問でもありましたt o t oの助成金について、有効に活用してはどうかという話もあったかと思えます。現時点では、この陸上競技場の改修を行うに当たっては最も有効な助成制度だということ考えているところでございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 4定でお話ししました、その今t o t oの話が出ましたので、t o t oの財源の確定の数字が昨日連絡が来たのでお知らせしますけれども、本年度の助成の財源が約191億円ありました。それで、一時配分額で165億4,898万円、その後二次の募集をしたときに、実は31億円の募集をしたところ、希望されたところが3億円の配分しかないんですね。都合165億4,898万円なんですけれども、残りが26億円あるんですね。それについては、複数年にわたっての大規模施設整備助成金等に充てますということになっているんですけども、私が言いたいのは、先ほどは、コミュニティセンターについては補助金という扱い、助成金だとかということになりますけれども、これはあくまでも税金なんですけれども、t o t oに関しては税金でも何でもなくて、いわゆる嫌な言い方ですけども、使ってくださいよというお金なんです。それを全国に流布しているんですけども、うちの場合は、残念ながらまだ一度も申請はしていませんよ、土別においては。

この制度が始まった平成11年からあるのは、多寄の総合型スポーツセンター事業において、2年間において80万円ずつの助成をもらっていますけれども、それ以降はまるでない。それから、確かに説明会に行っていて、いろんな説明を聞いて、その申請の仕方は難しいというふうな捉え方をされているようですけれども、昨年、よその町へ行っていろいろ話を聞いたところ、簡単に1年目でもうもらえましたよだとかというのがあるんですね。どういう事業に対してどうしたのという単純なことを聞くと、いや、当たっちゃったんですよという、そういうようなニュアンスなんです。だから、難しいから出しても断られるというような感覚で思う

かもしれないんですけども、まず行動を起こしてみないと、どうなるかというのはわからないと思うんです。ましてや26億円を余らせているという、余らせたということに着目すべきだと思うんです。

それから、ここ2、3年後は、やっぱり2020年のオリンピックに対しての助成金が今度はどんどん取られていくというのが現状であることにおいては、やはり士別市においても、この1年、2年のうちに申請を上げていく、そのためにも、先ほど一部修正だとか改修という話をしていましたけれども、前倒しして全面改修するぐらいの勢いを持って行って申請書を出していかないと。だめであれば、そこは一部改修に戻してもいいと思うんですよ。これは向こうのほうで、振興くじの協会のほうでは、必ずやるという条件のもとしていう話は聞いていると思いますけれども、そうではなくて、やはり財源が厳しい状況ではできないんだという落としどころを持っていきながら申請をしていくことが一番大事でないかなというふうに思っています。

ちなみに、二次配分額の中には、北海道からは1団体からしか申請がありませんでしたという報告ももらっています。その1団体についても、配分額は2,000万円ほど配分をしていただいております。そういうことを考えたときに、うちの事業というのは非常に大きい事業であって、ましてや地方創生の中において、合宿の聖地づくりということを前端的にうたっているわけですから、そこに恥じることなく手を挙げていっていきべきではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

喜多委員のお話のとおり、今回、平成29年度の改修を予定しているのは、トラックのゴール地点からスタート地点の、およそ4分の3の面積の改修をするということになるかと思いません。

t o t oの助成を活用するということになりますと、こちら委員のほうからお話がありましたとおり、地域スポーツ施設整備事業の中の大規模改修事業というものを活用していくことになると思いますが、原則の要件条件としまして、全面改修を行うという要件もありますし、競技場の競技に必要なスペースの改修をしなければならないというような要件があります。ただ、こちらの要件を全て満たすということになりますと、今、委員のお話のとおり、全面改修でございませぬので、対象外ということになってこようかと思えますけれども、今後、日本スポーツ振興センターと、図面もきちんと先方に送りつけながら採択が受けられないのかどうか、きちんと話し合い、協議を確認しながら進めていきたいと思えますし、やはり補助率につきましても4分の3、助成限度額も1億円というような形で、なかなかこれまでの大きな助成をいただける制度はほかにはないかと思っています。

きちっとした協議、確認等行いながら、来年度、申請を行うような準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） お答えいただきましたけれども、これは本当に密に連絡をとっていただいて、そして説明会も年に2回、3回と開いているわけですから、当然、そこに出向いていてはいただいていますけれども、ただ門戸として、時間の制限の中で、時間が過ぎたらもう受けませんよみたいなやり方も向こうもしているんですけれども、その辺は御存じだと思いますけれども、とにかく連絡を取り合っただけでやるのが一番大事だと思います。

何かありましたら。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） 申しわけありません。今の私のほうで答弁させていただきました助成率であります、4分の3と申し上げましたけれども、正しくは3分の2という助成率となっております。訂正させていただきます。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 以上、この関連は終わらせていただきますけれども、この後も関連事項がありましたらスポーツ課のほうに出向きますので、逐一また情報を提供いたしたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

次は、経済建設課対応ということで、市民植樹祭の開催事業について伺いたいと思いますけれども、毎年、岩尾内のところで植樹をされていますけれども、今年度においてもその植樹場所については変わりがないのか、及び予定本数だとか周知方法についてちょっとお知らせいただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 島田経済建設課主幹。

○経済建設課主幹（島田英貴君） お答えいたします。

平成28年度の植樹につきましては、白樺キャンプ場を含めた岩尾内神社山周辺に、白樺を120本植樹する計画であります。周知につきましては、市の広報紙、それから市のホームページ、あとは地元新聞社への記事の掲載といった方法で周知をしていくということで考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 今年度は白樺ということなんですか、それじゃ品種については、そうですね。

昨年の暴風被害にあって倒木した木は、全部白樺ですよ。その白樺の処理もまだ終わっていない、通れるようになってはいますけれども、抜根も多分できてはいないと思うんですけれども、その白樺が、見ばえはいいんですけれども、根っこが深くいっていないから、風が来るとああいうふうな被害がありますよね。なぜ、では白樺にしたんですか。去年植樹したときには、何でしたか、アカダモでしたか、アオダモですね、申しわけございません。アオダモです

けれども、今年度はアオダモという選択枝はないのでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 島田主幹。

○経済建設課主幹（島田英貴君） お答えいたします。

まず、昨年10月に発生した暴風雨による被害の状況からお話をさせていただきます。

神社山周辺で、およそ250本、歩道の倒木がありまして、その中でも、白樺キャンプ場の中の倒木というのも相当数ありました。これにつきましては、業者の委託により、倒木の片づけ、それから運び出しを行っております、切り株についてはそのまま残すというような形になってはおりますが、昨年の12月10日に処理は終わっているところであります。今後につきましては、白樺キャンプ場の環境整備を図る観点からも、計画的に植樹を実施してまいりますということです。

白樺なのかというお話もありましたけれども、今回というか28年度で植樹をしようとしている白樺キャンプ場については、もともと白樺の自生地ということもありまして、環境保全ということ、あとそれから、被害の再生といったことも含めまして、キャンプ場の中の樹種については、28年度につきましては白樺で植樹をしようという計画になったところであります。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 今の話でいくと、今回、倒木したところの跡地という話になりますよね。

昨年、アオダモの植樹をした場所には何か考えてはいないんですか。今年は。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 島田主幹。

○経済建設課主幹（島田英貴君） お答えいたします。

28年度の植樹の場所ということですので、27年度につきましては神社山のほうにアオダモを植樹しましたけれども、28年度の植樹につきましては倒木の跡地での植樹ということで、場所についてはそこでいくというような計画になっております。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） しつこいようですけども、白樺は、倒木、暴風雨に弱いというのを、今回まざまざと見せつけられた中で、まだやっぱり白樺にこだわっていくのかというのがあるんですよね。そして、なおかつ今回、道路を塞いでしまったという現状もありますよね。すぐ処理はされているんですけども、やっぱり安心・安全ということを考えたときに、本当に白樺でいいのかどうか。景観のこととか自生地の話は出ていますけども、安全なのか安心なのかということも含めて考えるべきではないかなというふうに思うんですけども、そういう余地はもうないのでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 藤森朝日総合支所長。

○朝日総合支所長（藤森裕悦君） 喜多委員からのお話ですけども、特に白樺を選定したというのは、先ほど主幹のほうから報告させていただきましたけれども、昨年のその暴風雨によりまして約250本の、周辺地域相対ですが、倒木があったという実態でありまして、その主たる

ところが白樺キャンプ場という場所の倒木も多かったということです。ここについては、先ほど、処理状況についてはお話をさせていただきましたけれども、切り株についてはそのまま戻すという形で整備についてお願いをしたところでありまして、そういった意味では、白樺キャンプ場自体の木が相当なくなってきたということ、1年、2年でぼつと大きくなるものではないんですけれども、そういった形で、やっぱり白樺キャンプ場という名を売っている状況も含めて、一応木を白樺という形で選定をさせていただいております。

昨年というか今年度27年度まで実施しましたアオダモにつきましては、過去21年以降もいろいろ種類を分けながら対応してきましたけれども、25年、日本ハムファイターズが来市をしたという記念も含めて、全てアオダモで、その年から25年、26年、27年と3年間、植樹をさせていただいた経緯もございます。

先ほど言いましたとおり、今の計画として、そういう形、予算も含めてありますので、その範囲内ということでお話をさせていただいておりますが、言いましたとおり、周辺地域での倒木ということもありますので、雪解け状況の中でまた再度判断をさせていただきながら、おおむねこの植樹祭については、秋、9月に実施をさせていただいておりますので、その点も含めて、周辺地域の状況も再度検討しながら、この木の種類については再度検討させていただきたいなというふうに思っています。一応、白樺キャンプ場ということで、白樺を主という形で計画をさせていただいております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 白樺キャンプ場という名称もあり、非常に景観的にもいいので、それはもう十分にわかっているつもりです。ただ今回、穴があいたところの補修もこの後すると思いませんし、安全・安心という部分ではそこをきちんとやっていただきたいことと、決して白樺を植えるなということではなくて、間隔さえあいていれば根をきっちり張ると思うので、逆に今回、あの場所は植えなくてもいいんじゃないかなという、端的な私の意見です。いろいろなことも含めて関係機関と協議をしながら、品種もやっぱり今後、考えていく必要があるのではないかなということで意見を申し上げて、私の質問は終わらせていただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） まだ総括質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 1 時 4 8 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

○委員長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続行いたします。

斉藤 昇委員。

○委員（齊藤 昇君） 総括質疑を行いたいと思います。

1つは、新たな時代に向けての取り組みと、市職員のあり方についてであります。28年に向けての市政執行方針において、牧野市長は行政には10年先に立って今を見る先見力が重要であり、柔軟な発想による企画力のもと、スピード感のある実行力を発揮することを、私は機会あるごとに職員に求めている、こう言うっており、加えて、将来に向けて職員とよりよいまちづくりへの思いを一つにするよう努めている、こう言うておられます。

さまざまな施策を進めるに当たって、政策の具体的な立案に向けてどのように調査・研究し、検討を重ねているのか、市政執行方針でいうところの先見力や企画力に関してはどのように取り組んできているのか。また、平成28年度の予算概要を見ると、あたらしいまちの実現に向けて、新たな時代に向けての項目では、時代の変化に対応した取り組みを進めるともありますけれども、そのためには常に高い意識を持って調査・研究し、また市民の皆さんの声もよく聞いて、常に市民の皆さんの立場に立って考え、公平・公正な政策づくりを進めることが必要であると思います。

そこでお伺いいたしますが、さまざまな政策の立案に当たっては、調査・研究や検討をどのように行っているのか、市長マニフェストに掲げられたのだからということで、深い検討や議論もないままに事業の組み立てがされることなく、職場内で活発な議論を行い、施策や事業が進められているのか、政策立案の手法について、まず伺いたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 鴻野総務課長。

○総務課長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

政策立案の手法ということでございますが、私ども市政の執行に当たりましては、各部長により構成をしております庁議を最高意思決定機関と位置づけているところでございます。そのもとに、副市長以下14人の次長職により構成をいたします政策会議によって、それぞれの行政課題の発見、あるいはその実現の方策の開発に努めており、全庁横断的に連携し、政策形成を行っているところでございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） その政策についての議論を深めるに当たっては、庁議や政策会議での議論も重要であるけれども、管理職の議論だけにとどまることなく、それぞれの職場において、管理職以外の職員の皆さんもかかわって、活発な議論のもとに取り組みが進められることが必要だと考えます。

各部や各課においては、どのように検討・議論されているのか、職員それぞれの知恵や工夫、こういう努力はどう生かされているのか、いわばこの全庁的に市民のための行政執行はどうあるべきか、あるいは財源のない中でどう創意工夫を発揮されるのか、こういうことが日常不断に論議をされているのでしょうか。

この点はいかがでしょう。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 鴻野課長。

○総務課長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

まず、各部局では、課ごとに毎年度当初職場会議を通じまして、職員参加により業務目標等を定め、またその業務の設定・進捗状況を、その職場会議を通じ幅広く職員の意思を反映しながら進めているというところで、管理職以下、一般職においての意思の反映と、このような手法をとっているところがございます。

また、全庁的に関しましては、例えばそれぞれの政策課題によっては、その都度組織横断的なプロジェクトを設置、こういったことでそれぞれの職員の知恵を集めながら、政策を検討してきているというところがございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 斉藤委員。

○委員（斉藤 昇君） 市民の皆さんの声を聞く取り組みとしては、広聴活動、こういうものが重要だと思うんだけど、新年度においてもこれがきちっと位置づけられていると思うんだけど、そのほかどんな形で市民の皆さんの声を反映しているのか、28年度においてはどのように取り組んでいくのか、この点も、もう一步踏み込んでお答えいただきたいと思うんです。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 鴻野課長。

○総務課長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

市民の声を聞く取り組みといたしまして幾つかございますが、例えば市長への手紙、あるいはパブリックコメント、あるいは直接御意見を伺うようなアンケート、そしてそれぞれ政策を実現していくための市民説明会、こういったことで市民の声をできる限り政策に反映をしていくということを考えてございます。

そこで、新年度に向けて、これらをどう捉えるのかというところでございますが、まずは形としましては今申し上げましたようなことを、これを中心にしていくところでございますが、この議会の中でも幾つか御意見をいただいております、パブリックコメント、あるいは市民説明会、このあり方が果たしてどうなのかという御意見等も頂戴していると、こういったことに鑑みながら、それぞれより少しでもよいものを、そういったことにしていきたいと思います。

また、市民への周知、皆さんへの周知、あるいは声をいただくということにつきまして、地域政策懇談会というものを開催してございます。これは、本市次長職を中心といたしまして、地域担当職員をそれぞれ市内16の地域区分に配置をいたしまして、それぞれ地域における自治会での課題、あるいは要望、こういったものを吸い上げるというような手法もとってございます。そういった中で、市民の声を広くいただいきたいと、このようなことで考えてございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 斉藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 非常に重要なのは、全職員のやっぱりそういう取り組み、そういう気概を持って進めていくということが、市役所の職員には求められていると思うんですけども、職員の研修、これはどのように実施されているのかということ。特に28年度において、どんな研修を行おうとしているのか、27年度、26年度から比べても、より一歩進んだ研修が進められようとしているのか、例年どおり前例踏襲の内容を繰り返していかれるのか、現状を踏まえた新しい内容など工夫されていかれるのか、この点も伺いたしたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 徳竹総務課主査。

○総務課主査（徳竹和美君） お答えいたします。

現在行っている市の職員研修としましては、職場内で行われる職場研修のほか、職場外での研修としましては、研修テーマに沿った講師を派遣依頼して行う集合研修のほか、市町村アカデミーなどの研修センターなどで受講する委託研修、また士別青年会議所へ職員を派遣する派遣研修、みよし市との職員交流研修などを実施しているところです。また、これにあわせて、自主研究グループによります自己啓発についても、研修として位置づけて実施しているところでございます。

28年度の研修につきましては、新規採用職員研修のほか、定住自立圏域における市町村職員の合同研修、集合研修ですけれども、こちらを5回実施する予定であります。また、市町村アカデミーでの委託研修、青年会議所への派遣研修、みよし市職員との職員交流研修も引き続き行う予定であります。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 鴻野課長。

○総務課長（鴻野弘志君） 私のほうからお答えをいたします。

先ほどいただきました、28年度に向けて例年どおりにとどまっていないのかということでございます。

今、申しましたようにまずは研修、一定程度、前年の内容で組んでもいるところではございます。しかしながら、新しい視点でということ、これはまだちょっと具体的ところはこれから詰めるところではございますが、例えばということで、消費者教育を本市行ってきてございまして、この中ではそれぞれ市民の方、一般の高齢者の方、あるいは子供たち、学校に出向いての、こういったような消費者教育なんかも行っているところでございます。

そこで、私ども職員の研修といたしまして、例えばこういった市民の皆様へ向けた研修、ここへ参加をさせていただいて、その内容もさることながら私ども自身の中での、例えばプレゼンテーションの仕方、あるいは講座運営、またそして同時に市民の皆さんとの情報の共有を図る、このようなことで研修として位置づけ、こういったことで先ほど委員のほうからもお話ございました財政にもなるべく負担のかからない、研修そのものも新たに負担の発生することのないような、そんなような研修を考えてまいりたい、検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 特定のテーマに設定してする研修というのはあると思うんだけど、やっぱり職場内の中で、職員が、あるいは課長だとか、部長だとか、上司を含めて職場内で活発な議論がされるということ、行政に対しても市民が今何を考えているかということも、全職場でそういうことが行われることが、土別市政が発展していくし、土別市民の皆さんが市役所の職員は本当によくやっていると、そういう信頼される市政を築いていけると思うんですね。

市民が主役のまちづくりを進めるためにも欠かせないと思うんですけども、その点はどうか考えているのかということと、それから職員の皆さんは地方公務員という立場と職責のもとで常に自己研さんに励み、市民の規範となる行動も求められている。職員の人材育成の方針についてはどう考えていらっしゃるのか、この点もお聞かせください。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） お答えいたします。

ただいま職員が、市民が主役の市政実現に向けてどうあるべきかということで御質問いただきましたし、また私どもの考え方も述べさせていただいているところでありますけれども、そこで最後のほうにございました人材育成の方針です。これ実は、平成18年度になりますけれども、本市で新市になって、人材育成の基本方針というのを策定をいたしました。そこでは一つ目指す都市像ということで掲げておまして、3本の柱があります。

1つには、市民の立場に立って考え、市民とともにまちづくりに取り組む職員。2点目には、社会経済環境を的確に把握し、コスト意識を持って広い視野から政策に取り組む職員。3つ目には、責任感と倫理観を持ち、市民から信頼される職員。

こういった3本柱に向けて、総合的、それから計画的な人材育成をしていくことが望まれるということで、人事管理、それと先ほど来、答弁で申し上げている職員研修、そして職場の環境づくりということで、具体的な取り組みを進めていきたいと思いますという内容であります。なかなかその現状、時代の変化が激しい中で、お話ありましたように市民ニーズも多様化する、そこでも十分に市民の皆さんの御意見を伺って、市民の皆さんが幸せになれることをまず第一に考えた市政に向けて、職員がどうあるべきかということについては、日々、我々もその環境づくりをしなければなりませんし、職員一人一人もそういう意識を持っていかなければならないということでもあります。

今申し上げた基本方針、これをまずベースに、引き続き、市民の皆さんが主役の市政が継続できるようにしていきたいと思っておりますが、なかなか定員適正化といったところと業務の多様化という部分で、職員もかなり苦勞しながら頑張っている部分もありますので、そこについても十分配慮しながら、今後とも人材育成ということにも意識を持って進めてまいりたいと、このように考えているところです。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） これは、副市長でもいいし、市長でもいい。市長でもと言ったら失礼だけれども、やはり人事管理、そして市政の最高執行者でございますから、何といても職員がやっぱり元気を出すというのは、先ほども申し上げましたけれども、士別の市民が元気を出していく、そういう先頭を切っていく。士別の発展を担っているのは皆さん方だと思うんです。そういう意味からも市の職員は本当によくやっていると、そういう評価をされているのかどうか。それからそういうことも含めて、今質問したような職員に対する評価や研修のあり方、これらについても、これまでの経験も踏まえて理事者の考えを聞かせていただきたいと思うんです。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今、齊藤委員のほうから士別市職員のあり方というか、やっぱりこの士別市民のために、この地域のために、我々はどうしっかりと働けるような環境があるかと。そのために我々は何を学ばなければならないかといった、全体的にはそういった御質問だったと思います。

質問の中に、日々の業務を通じて上司がしっかりと部下の指導をすると、そういったことをやっていくことというお話がございました。まさに日ごろのそういった業務を通して、いろいろな話し合いの中から、いろいろな判断が出てきて、それを上司が指導をし、そこで、上司がしっかりとした判断、決断をしていくというのが、やっぱり組織にとっては必要なことだというふうに思いますし、そのためには我々が今何をすべきかということは、市民の中にしっかり出ていって、今のこの地域、市民が何を必要としているんだと、今一番スピード感を持って何をしなければならないのかといったようなことを肌身で感じて、先ほどの国忠議員の御質問ではないですけども、やっぱり情熱と気概を持って、しっかりとやっていけるといったような、一人一人がそういうふうになっていかなければならないだろうというふうに考えております。

そういう意味では、職員研修ということになりますと、地域担当職員制度というのは、まさにその地域の中にそれぞれの職員が出ていって、市民としっかりと話をすることによって、今この地は何を必要としているんだ、市民は何を必要としているんだということを肌身で感じて、それを職場に持ち帰って、みんなでその課題等を共有しながら、政策につなげていくということであろうかと思っておりますので、職員、テーマを決めた研修というのも、これはやっぱり必要なことではありますけれども、日々のそういった職務を通しての組織の強化、一人一人の向上というのが大事だというふうに思いますので、全体がそうなるような、これからいろいろな研修ですとか、組織のあり方について我々もしっかりと考えて、その方向に持っていきたいというふうに思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 次の質問は、国民健康保険税についてお聞きしたいと思います。

初めに、士別市における国民健康保険の実態についてお聞きをしたいと思います。国民健康保険加入者の構成についてはどうなっているのか。農業、自営業、雇用者、無職の年金者など、

これらの実態割合についても、まず伺っておきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 竹中市民課主査。

○市民課主査（竹中 満君） お答えします。

2月末日現在の加入者6,277人のうち、農業所得者765人で12.19%、営業所得者513人、8.17%、給与所得者1,772人、28.23%、無職の年金者を含むその他の所得者が1,983人で31.59%、所得なしが1,244人いまして19.82%となっております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 国民健康保険の加入者というのはあれですよ、今、構成もお知らせいただいたけれども、本当に年金は削減される、そういう低年金世帯から始まって、所得の低い人たちが入っているのが多いのが国民健康保険だと思うんです。

だけどそんな中にあっても、士別の国保税の徴収、収納率、これはもう全道的に見ても1番とか2番の水準にあって、非常にいい収納率をずっとしてきているというのは、やっぱり非常に立派なことだと思うんですよ。それは皆さんの努力だということとともに、この収納率の高いのは皆さん方だけの努力なのか、どういうふうに皆さん方はお考えになっているのか。やはり市民の意識の問題だと思うんだけど、この点は全道なんかからも評価されていると思うんだけど、この収納率の高さを、そういうときにどんな説明をしていらっしゃるんでしょう。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君） 国保税の収納率の関係であります。

齊藤委員おっしゃいますように、被保険者は低所得者の方が多いといったような状況がありまして、生活実態も大変、やっぱり公共料金の値上げですとか、消費税の値上げですとかある中で、大変厳しいとは思っているところではありますが、そうした中においても、市税の収納率についてはお話ありましたように、全道の市の中では1番という状況でありまして、26年度の決算でいきますと98.29%といったようなことでありますし、また、今年度の2月末の途中の状況でありますけれども、この時点においても昨年とそう変わらないような高い収納率を維持しているということでありまして、これにつきましては当然国保に限らず市税全体、市民税ですとか、固定資産税ですとか、そこら辺の市税の収納率も、これ市の中で非常に高い状況でありますので、これやっぱり税の納税といった部分については、市民の皆様の高い御理解があったことだというふうに考えているところであります。

それと、この収納率について、他の例えば市の会議ですとか、そういった部分でどういった説明をしているかというのは、なかなかないんですけども、ただその納税サイドの集まりですとかそういった会議においては、やはり地道な取り組み、細かな電話の相談から督促、あるいは催告といったような部分できめ細かな相談をした上で、親身になって相談した結果がそういった高い収納率に結びついているんだというようなことで、考えているところであります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 27年の3月末時点での加入世帯のうちで、滞納がある世帯というのは大体どのくらいなんですか、今収納率が非常にいいという話されたけれども。

そして、その中で滞納の額というのは多い人でどのくらい、大体ランク別に分けるとどのくらいの滞納になっているんでしょう。それらの滞納繰越分の収納については、どんな努力をなされているんでしょう。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 竹中主査。

○市民課主査（竹中 満君） お答えします。

平成27年3月末時点での加入世帯は3,982世帯で、滞納世帯は150世帯、3.77%となっております。

26年度末時点の滞納金額については、総体で1,042万円となっております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君） それと、その収納率を上げるための部分でありますけれども、先ほども若干触れましたけれども、督促状をお送りして、その後の催告ですとか、これ個別訪問ということで直接納税者のお宅にお伺いして、納められる範囲の納税をさせていただいているような取り組み。

更には、どうしても中には納められるんですけども、状況によってはちょっと納めていただけない方も中にはいらっしゃいますので、そうした方については、滞納処分といったような処分もこれはしなければならぬと、これは他の納税者とのバランスもありますので、そういった処分もしなければならぬということでありまして、例えば差し押さえの部分も実際にはありますし、いまちょうど確定申告時期でありますけれども、例えば国税の還付金があったりしますと、それを国保税に充当していただくというような取り組みもしながら、少しでも徴収率の向上というものに努めているところであります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） ちょっとその、はっきりあれだったけれども、納められるんだけど納められない人というのは、どんな人、どんなことをいうんですか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君） やはりその、再三の催告をしても、これ納めていただけないという方がいらっしゃいますので、通常は計画的な納税相談ということで、月幾らかでも計画的に納めていただきたいということで、お話はさせていただいているんですけども、そうした約束をしながらも、実際には延ばし延ばしになっている方ですとか、あるいは転居された方、滞納されたまま転居された方などについて、連絡もつかないといった方もいらっしゃいますので、そうしたケースについては、やむを得ずそういった滞納処分をするというようなことで実施しております。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 不納欠損処理の、ここ何年かの状況というのはどんなふうにつかんでいるんでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 岡田市民課主幹。

○市民課主幹（岡田詔彦君） 国保税の不納欠損の状況でございますけれども、26年度につきましては不納欠損金額が1,565万円ほど、25年度につきましては1,786万円ほど、24年度が同じく1,712万円ほどということになっております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） これ大体1,500万円、1,700万円、1,700万円ということだけれども、これは大体そしたら同じような人が、ずっと滞納しているということなんでしょうか。そうすると、長く滞納されている人は特定されていると、あらかたですよ。そういうふうに判断していいんでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君） その滞納の実態者でありますけれども、やはり傾向的には1回滞納してしまうとまたその現年度の課税もされますので、そうすると前の税金が残っていくというような傾向がありますので、これは特定のことは確定できなくて言えませんけれども、傾向としては、やはり同じような方がどうしても残りがちになってしまうというのは実際にあります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 国保税の滞納の家庭で、これは滞納すると国保証を取り上げるなんていうことは市では行っていないんだと思うんだけど、そこら辺のことと。

それから、そういう世帯で医者にかかったりするのはどういうふうに、結構かかっているものなんでしょうか。医者にはほとんどかからない元気な家庭で滞納が多いんでしょうか。

その点なんかはどうでしょう。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 岡田主幹。

○市民課主幹（岡田詔彦君） 滞納の方には、通常の方には1年間の有効期限の保険証を出しているところなんですけれども、滞納がある方につきましては期間を短く3カ月のものにして、交付している状況です。

3カ月後に有効期限が切れる際には、あらかじめ切れますよというお知らせの文章を出しまして、基本的には窓口のほうで交付ということになるんですけれども、それでも来られない方には最終保険証を郵送するという形をとって、手元に保険証がないという期間がなるべく短くなるような工夫をしているところです。

短期証の方の病院のかかり方というか、そちらについてはちょっと現在状況を把握しておりません。申しわけありません。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 保険証が、税金払えないで保険証差し止めになったりしている、こういう方たち、家庭というのは健康な家庭で、結局保険証なければ10割とられるわけだよね、病院に行けば。だからそういうような家庭の状況なんかも、どういうふうに捉えているのかなということをお聞きしたいんです。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 岡田主幹。

○市民課主幹（岡田詔彦君） 先ほど申し上げました短期証なんですけれども、1年間の有効期限の保険証と変わらないものでありまして、病院にかかったときには3割なりの自己負担で済むようなもので、ただ期間が短いというだけですので、普通の方と変わらないものになっております。

また、高校生世代以下の方につきましては、本来その期間短くする世帯ではあるんですけれども、高校生以下の方には1年間の有効期限のものを交付している状況であります。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） そうすると、1年1年滞納、その何年にもわたって滞納している家庭があるわけでしょう。そういう家庭は1年1年に区切って、きちっと保険証は発行しているということなんですか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 岡田主幹。

○市民課主幹（岡田詔彦君） 毎年一般の方は1年ごとに更新なんですけれども、短期証の方も同じく1年サイクルで納付状況の把握ですとか、そういうのを判断した上で、1年間のものにするか、あるいは3カ月のものにするかということで、交付している状況であります。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） その交付するときなんかは、あれですか、そのそういう滞納世帯に対しては、保険証は保険証で交付するということは、別枠で行うということなんですか。やっぱりその国保税の納入もお願いもしたりして、発行していくというふうにはなっていないんですか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 岡田主幹。

○市民課主幹（岡田詔彦君） まず、全被保険者の方の更新の時期というのが毎年9月なんですけれども、その段階で短期証になるかどうかを判断いたしまして、納付状況の実績からあなたの世帯が期間の短いものになりますというお知らせをしております。

期間を短くしているという、3カ月にしているという意味なんですけれども、窓口に来ていただいて、納税相談なり、お話をする機会をふやすというのが目的ですので、そのような形で納付のお願いなどを行っている状況にあります。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 国保の加入者の1人当たりの医療費についてはどうつかんでいらっしゃるのかということ、それらは全道と比較してどういう位置にあるのかということをお聞かせください。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 竹中主査。

○市民課主査（竹中 満君） お答えします。

平成26年度の1人当たりの医療費は37万816円で、全道の35市中23番目となっております。以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） それから、国保税が減収している一方で、1人当たりの療養給付費、これが増加しているため3年間かけて、税率を変えて行うということをやっているわけなんだけれども、28年度においては、収収不足の全額を税率改定による収収増で補おうとしているけれども、そうなりますと現段階から見て国保税の値上げ、28年度における収支不足の見通しと、国保税の引き上げをやるとなったら、どの程度の引き上げになるというふうに試算されているんでしょう。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 岡田主幹。

○市民課主幹（岡田詔彦君） 28年度の予算ですけれども、現段階で試算している数字としましては、収支不足額が4,700万円ほどになるという予算を立てております。こちらにつきましては、やはり被保険者数の減少ですとか、先ほど言われました1人当たり医療費の高さから、収支がかなりきつくなっているというのが現状であります。

この不足額4,700万円につきましては、28年度において税率を改定しまして、収収増によりこの部分を収支均衡を図るように考えていきたいと思っておりますけれども、その4,700万円につきまして収収を上げるということになりますと、被保険者1人当たりの平均額で言いますと8,500円ほどということで試算をしている状況です。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 26年、27年の国保会計の収支は、見通しについてももう1回お聞かせいただきたいと思うんです。

税率の引き上げによる影響額だとか、それから基金の実態、基金もほとんどないのかなと思うんだけれども、基金の実態、一般会計からの繰り入れ、それから増え続けると言われる保険給付費の推移なども含めて、決算状況をどう把握していらっしゃるのかと。

病気を予防して健康な体をつくることで医療費を抑え、国保税を抑えることができるとして、国保の特定健診受診するように市民啓発をしておりますけれども、この受診の状況、これらについてもお知らせをいただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 岡田主幹。

○市民課主幹（岡田詔彦君） まず、国保の支払準備基金のことですけれども、25年度決算

におきまして、それまでの基金残高1億2,300万円ですけれども、これを全て繰り入れしたということで、26年度以降は現在まで積み立てができない、基金がないという状況であります。

税率の引き上げにつきましては、26年度、27年度ともに収支不足が見込まれる額の半額を税収増とする税率の設定ということで行ってきました。1人当たり平均の影響額につきましては、26年度が約1万8,000円、27年度は約7,000円ということになっております。

保険給付費の推移につきましては、全体では毎年減少しているということなんですけれども、1人当たり保険給付費、こちらのほうが伸びておりまして、25年度は26万1,619円で、前年比8,588円の増、26年度は26万1,764円で前年比145円の増、27年度は1月診療分まで現在きているところなんですけれども、金額にしまして27万1,000円を超えているということで、昨年よりも今年度のほうが伸びているという状況であります。

全体の決算見込みとしましては、26年度は税率引き上げ後9,000万円の収支不足という見込みでありましたけれども、医療費の伸びが少なかったことなどから収支状況が改善しまして、約1,500万円を一般会計から繰り入れしたというところでありまして。

27年度につきましては、現段階の見込みで保険給付費は予算内に納まるものと見込んでおりまして、税収につきましては、昨年並みの収納率が確保できる見込みでありますので、予算で計上している約3,000万円の一般会計繰り入れ、こちらのほうで収支均衡が図れると見込んでおります。

次に、特定健診についてでありますけれども、20年度から特定健診開始されまして、25年度からは第2期の実施計画のもと、最終の目標の受診率が60%を目指して進めております。26年度の受診率ですけれども、最終目標の60%を超え、61.6%というふうになりました。被保険者数の減少などから受診率低下が懸念される中、受診勧奨に力を入れているところなんですけれども、27年度につきましては現在まで60.1%となっております、引き続き、受診率確保を目指していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 国民健康保険税が高過ぎて払えないという、そういう事例が本当に聞かれるんですけども、市の財政も厳しい状況にありますけれども、国保というのは社会保障であると、私は考えています。国保会計には一般会計から繰り入れする必要があると思うんです。市税を国保に投入するのは平等でないという意見も出されますけれども、国保は所得が少なく、高齢者など医療費が多い世帯で構成されている状況などを考えると、現状では市税の投入なくして成り立たない制度だと思うんですけども、この点はそうかといって幾らでも繰り入れればいいというものでもないと思うんですけども、この点はどうお考えでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤義弘君） お答えいたします。

国保会計の財源構成は、原則公費が50%、残りの50%は被保険者による保険税で賄うことと

なっております。しかし、高齢化や医療技術の高度化などによりまして、医療費が上昇しております。平成26年度市町村国保が抱える赤字は3,500億円を超える状況でありまして、約6割の市町村が一般会計からの法定外繰り入れに頼っている状況であります。本市におきましても、22年度には一般会計からの繰り入れをして基金を積み増しし、以降税率を据え置き、収支不足分を補填してきた経過がございます。

現在、26年度から28年度にかけて、国保財政の健全化を図っておりまして、段階的な税率改定を行っておりますけれども、その中でも26年度決算においては、1,500万円の繰り入れを行い、27年度決算見込みにおきましても3,000万円の範囲内で一般会計からの繰り入れを行う予定をしているところでございます。制度として、そもそも一般会計繰り入れありきの制度設計は本来の形ではなく、実体として繰り入れはありますが、なければ成り立たないとはいえないと考えているところでございます。

このような状況や市町村からの要望を踏まえまして、国では医療保険制度改革の中で市町村国保の財政基盤の強化を図り、安定的な運営が可能となるよう、平成27年度から低所得者対策など1,700億円の財政支援の拡充が行われているところでありまして、30年度からは更に1,700億円が追加されまして、毎年3,400億円の財政支援を行い、制度の安定化を目指しているところでございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 函館市なんかでは、健康保険料1人当たり5,000円程度の引き下げを実施したということが出ておりましたけれども、財源については国からの支援金、あるいは独自の一般会計からの繰り入れ、こういうもので保険料の引き下げに充てているということだと思っただけけれども、本市においては国の支援金、これは大体どのぐらいになっているんでしょう。こういうものを活用して、国保税の引き下げを検討できないかというふうに思うだけけれども、いかがでしょう。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 佐藤課長。

○市民課長（佐藤義弘君） お答えいたします。

国の財政支援の拡充によりまして、27年度につきましては保険者支援制度として約4,800万円の交付が見込まれておりまして、26年度と比較しますと約2,800万円の増額となっております。被保険者1人当たりになりますと約5,000円になりまして、28年度においても同様の措置が見込まれているところでございます。

国保税の算定に当たりましては、基本的に国・道などからの公費につきましては全額財源として歳入に見込んで、税率の算定を行っております。現在3年間かけて段階的な税率改定を行っていることから、前年度と比較しまして保険税の引き下げにはあらわれてはいませんけれども、支援金拡大部分の活用によりまして、税率を低く設定することができるようになることから、被保険者1人当たりになりますと、5,000円程度の保険税の圧縮につながっているところ

でございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 国は国保の運営を平成30年度に都道府県に移していく、そしてそれに伴って3,400億円の国費を投入するとしておりますけれども、広域化が本当に解決策になるとお考えなのか、国保は高齢者が多いために医療費の支出は高く、低所得の人が多いために財政が安定しないというこの問題は依然として解決されないままでは、都道府県に運営をかえても赤字が生じやすい状況は何ら変わらない。こういう広域化について、どのように考えておられるのか、都道府県が保険者となった場合の影響についてもこの際伺っておきたいと思っております。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君） 広域化についての考えと影響についてであります。運営主体を市町村から都道府県に移行と、これは30年度から移行する予定で、いま進んでおります。ただ、齊藤委員おっしゃいましたように、国保自体の役割ですとか構造などは大きくは変わらないものというふうに思っています。

しかし、これまで小規模な市町村においては、高額な医療費など発生する被保険者が増えたりしますと、すぐ大きく保険料にはね返ってきたというようなことがありまして、安定的な運営には課題があったわけでありまして、その部分は今度、都道府県化になって規模が大きくなることによって、平準化が図られるものというふうに考えております。

また、今地域ごとの保険料、各市町村でありますけれども、その格差が大きくて、全国規模では約5倍以上の差があるところもあります。これが都道府県化になることによって、一律にはならないんですけれども、都道府県が市町村ごとに標準的な保険料というのを今度定めるようになりますので、そうすると格差も縮まる方向に動くものというふうに考えております。

それから、財政面でありますけれども、国保の全体で先ほどお話ありましたように3,500億円が赤字財政ということでありまして、これは国が消費税などで財源を確保した上で、これは今度基盤の安定化を図っていくというような考えであります。したがって、向かっていく方向としては、間違っているものではないというふうに思っております。

ただ、低所得者、高齢者が多く、医療費が多いといったような構造的問題は依然解決されないというふうに思っておりまして、運営主体をかえても赤字になりやすいような状況ですとか、そういった不安はあります。ただ、この都道府県化、そして財政基盤の確立を柱として、社会保障制度改革ということで相当議論して成立した上での移行でありますので、まずは移行した上で、課題を検証しながら、更なる財政支援の拡大ですとか、医療費の適正化など取り組む中で、一層運営の改善を図りながら取り組んでいく必要があるものというふうに思っております。

また、国は引き続き、市町村と地方と協議を進めるというような態度で臨んでおりますので、そこについても意見を反映していきたいなというふうに思っております。

それともう一つ、都道府県化になったときの影響でありますけれども、先ほど申し上げまし

たような保険料の改善ですとか、医療費の平準化などといった部分以外に、今度都道府県が市町村ごとに標準的な保険料の率を設定したり、あるいは納付金といって各市町村に都道府県に納める額を今度は示してまいることになるんですけども、その率や額がどの程度の水準になるかといったようなことが大きな影響が出るのかなというふうには考えております。また、役割分担の部分では、これからも資格の審査ですとか、資格の管理ですとか、保険給付ですとか、賦課徴収、保健事業などは引き続き市町村が担っていきますので、その部分については変わらないものというふうに思っております。

市としましては、まずは都道府県化に向けて国保の財政の健全化に努めて、円滑な移行を目指してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（松ヶ平哲幸君） まだ総括質疑が続いておりますが、ここで午後2時45分まで休憩いたします。

(午後 2時28分休憩)

(午後 2時45分再開)

○委員長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続行いたします。

渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、通告に従いまして、私のほうから3つのテーマに絞って総括質疑のほうをさせていただきたいと思います。

まず第一に、今年28年度に初めて新規事業ということで、士別市CM作成事業ということで、その名のとおりコマースシャリングですよね、恐らく。最近では自治体PR動画ということで、インターネットとかを主に使って、動画投稿サイトですか、いわゆるユーチューブとかそうだと思うんですけども、多いところでは数十万のアクセスのあるという人気のあるPRビデオなんかもあるようで、それでまず最初にお伺いしたいのは、今回28年度にこの本事業を実施するという事になった、いろいろ検討されてきたと思うんですけども、その検討してきたその経緯を教えていただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 東川秘書広報課長。

○秘書広報課長（東川晃宏君） お答えいたします。

市ではこれまでも本市を紹介するPRビデオなどを作成し、イベント時に上映したり、あとホームページでおっしゃっていたようなユーチューブを使ったりなどして公開をしておりました。しかし、そのPRビデオが比較的上映時間が長い10分以上という映像でありました。そのため、短い時間のコマースフィルム、CMとして映像を作成することにより、印象にも残りますし、より多くの方に見ていただけるものとして事業を計画したところであります。

近年ではホームページや、あと近頃テレビコマースなどでも自治体のCMを配信してい

るという状況も見受けられるところであります。市ではこれまでもビデオレポートやイベント告知などの動画を作成して、ホームページを使って配信してきたところでありますけれども、昨年の決算委員会や子ども議会でも市のPR動画の作成・配信というのが提案されていたところであります。また、同じく昨年市の職員が市長に政策を提案した研修においても、おもしろ動画で土別をPRしてはと、若手の職員から提案がされていたところであり、庁内や市民などからも土別をもっとPRすべきというお声をいただいていたところであります。短めのCMをつくって、効果があるのではないかということで計画をしたところであります。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

なるほど、今までの土別のPRビデオは比較的長目だったので、短い短編のがいいということで、そういう意味でもCMという表現をしているのかなと、今感じました。

そこで、今回事業費見ますと73万円の予算措置をしております、その内訳は報償費で20万円、そして旅費で51万円、そして需用費で2万円という予算措置をしているようではありますが、現段階でこれからいろいろ細かい内容は煮詰めていかれるのかなと思うんですけれども、現段階で構わないんですけれども、どのような内容のものを想定してこういう予算措置になっているのでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 東川課長。

○秘書広報課長（東川晃宏君） 本事業の趣旨とターゲットというような部分でお聞きされているのかなというふうに思い、お答えをいたします。

CMの脚本や撮影の指導につきましては、映画監督を初めとして映像制作に詳しい土別ふるさと大使の水戸英樹様に現在御相談をしております、実際の脚本作成や撮影に当たっては、土別翔雲高校の御協力を得て進めていくという考えをしております。今後学校や高校生らとも相談して、スケジュールや撮影テーマを決定するというふうにしております。

予算のほうにありました報償費20万円につきましては、ふるさと大使の水戸様への謝礼という意味で検討をしております。

あと、旅費として51万円を計上しておりますけれども、それにつきましては、ふるさと大使の水戸様が東京在住ということでありまして、撮影の指導や実際にCM作成に当たっての撮影の関係や脚本の関係で土別のほうにお越しいただくということで、旅費として計上してございます。

そのほか、2万円の需用費ということではありますが、これから撮影するCMにもよりますけれども、例えばいろいろな映像を撮るに当たって、例えば食料品や何かを、食をテーマにしてそういうものをつくるとすれば、そういうものを購入しなければCMをつくれないうということで、需用費として2万円を要求していたところであります。

今後、高校生らや学校のほうとも相談して、テーマの決定をしていきますけれども、市のま

ちづくりですとか、まちの個性などといったことをテーマにして、CMを作成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

今、ちらっとお話があったんですが、個性とか、まちのまちづくりであるとか、そういう部分を取り入れるということなんですけれども、今御答弁の中でもありましたけれども、ターゲットという部分、私もそのターゲットというのはすごく大事だと思っております、同じPRするんでありますけれども、例えば土別だと観光もそうですよね、観光もそうですし、例えばこれから特にまた力を入れていくスポーツ関係の誘致とかいろいろあると思うんですけれども、そういう部分の意味でのターゲットというのは、まだ絞られてはいないという考えでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 東川課長。

○秘書広報課長（東川晃宏君） 今回のCMのターゲットというところでは、まだ今後の検討段階ということにはなりますが、主にCMのテーマとしては先ほど申し上げた、市が進めているまちづくりですとか、これまでも多く登場していますまちの個性といったようなものの中から、生徒や学校のほうとも相談しながら決めていきたいというふうに考えております。

そして、実際にそうしたCMを受け取る側のターゲットという点でいきますと、主に市民ではなく市外の方に見ていただきたいと。そういう方に実際に見ていただくことで、例えば土別が進めている子育て・健康長寿といったまちの取り組みや基幹産業の農業といったような部分、あとはスポーツ合宿ですとか観光、そして最近力も入っています移住の関係とか、そういった部分にもつながるようなものにしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

中身の細かいことに関しては（3）番のほうの質問にかかわってきますので、とりあえず今ここで承っておきたいと思えます。

それで、実際にこれから制作するに当たって、28年度事業ということで、28年度中には制作が完了して発表されるのかなと思うんですけれども、どのようなスケジュールでいまつくることを考えておりますか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 千葉秘書広報課主査。

○秘書広報課主査（千葉 玲君） お答えいたします。

今後ふるさと大使の水戸様や学校側との協議を経て決定することではありますが、校内行事やテストなどの日程を考慮すると、おおむねのスケジュールとしては4月から5月にオリエンテーションやCMテーマの検討、6月から7月にはCMの流れを組み立てて、9月から10月に撮影、11月に完成、生徒の振り返りを予定をしております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

そうすると公開日も大体その折り、年内ぐらいにはという考えでよろしいですか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 千葉主査。

○秘書広報課主査（千葉 玲君） お答えいたします。

完成後、できれば早いうちということではありますが、完成後公開をしていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それで、先ほど私が言った自治体PR動画という呼び方を報道等ではよく使っているんですけども、実際もうここ数年前から各日本中の、もともと都道府県単位でやっていたのがメインだったんですけども、それが市町村におりてきて、各まちでつくっているという状況が、恐らく2年前ぐらいから始まっていると思うんですよね。

そういった意味では、2期、3期ぐらいおくれて、いまこれからつくるという段階だと思うんですけども、ある意味映画と一緒に、その予告といたら変ですけども、いきなり完成しましたよというふうにするのか、もしくはその予告編みたいなもの、ある程度力を入れてこう、その段階から盛り上げていってもいいのではないのかなと思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 千葉主査。

○秘書広報課主査（千葉 玲君） お答えいたします。

現在のところ、公開予告などは考えていないのですが、撮影している風景などのメイキング映像等は公開し、完成までの期間を盛り上げる方法も一部考えられるということではありますので、今後の検討事項としていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

大体今までの質問の御答弁でいただいたことで、おおよその、大枠の趣旨はわかったんですけども、そこで何点か課題といいますか、個人的には再検討していただいたらどうなのかなと思う部分があるんですけども。

まず今回、今御答弁していただいているのは秘書広報課ということで、担当しているのは秘書広報課ということになるかと思います。それで、これまでに土別が行ってきたことで、先ほどもいろいろPRの部分の質問もありましたけれども、例えば商工でやっていたりとか、あと教育委員会でやっていたりとか、各部署でPRしていく部分が多かったと思うんです。

それで、いわば僕このCMというのは、今のその時代の背景から見ると、今後の土別市のP

Rする顔になるのではないかと、または顔にするべきではないかという考えを持っているんです。そういった意味からも、とりあえず今現段階ではふるさと大使でもある水戸先生と、翔雲高校の生徒と協議を進めるというお話ありましたけれども、そういった意味で、各関係部署、例えば商工であるとか、教育委員会であるとか、そういったところとも連携をとりながら、もしくはあと各団体ですよ、まちづくり団体であるとか、あとはもちろん観光協会もそうだと思うんですけれども、その辺とも連動してつくっていくこと、そのつくっていくプロセスもやはり大事なことなのではないかなと感じるんですけれども、その辺は今現段階で、先ほどはメインは一応翔雲高校の生徒という考えだったようなんですけれども、その辺はどのような見解でしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 東川課長。

○秘書広報課長（東川晃宏君） お答えいたします。

今回事業で予定していますテーマが、今委員がおっしゃっていたような商工ですとか教育、あとまちづくり団体が主にかかわっているような事業などとうまく合致する場合については、当然連携して、協力のもと事業を進めていくということが考えられるというふうに思います。ですから、今後どういったテーマでCMを作成するかということにかかってくるのかなというふうには思っております。そのおっしゃるように、多くの市民や団体というのがかかわってCMがつけられるというのが、こちらのほうとしても望ましいというふうには思っております。以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 先ほど、何をターゲットにしているかという質問に対しては、一応御答弁の中では、子育てであるとか、農業であるとか、スポーツ、観光、そして定住等々、これから士別市が非常に重要視していく部分が多いと感じるんです。

それで、いま本当に山のようにある自治体PRビデオの中で、やはり今この時期から出して、ある程度成果を上げるためには、つくってやはり終わりではなくて、その後の成果、まずは見ていただくということだと思えるんですけれども、そういった意味からも是非私はいろいろな団体と協議するのがいいのか、意見を聞くだけでいいのか、ちょっとその辺は別ですけれども、何せそのたくさんあるビジョンの中で埋もれてしまっただけでは、予算額が高いのか低いのかは別として、事業としてはなかなか成果が出ていないという判断に至ってしまうのではないかと思います。

それで、何点かちょっといろいろ調べていて、すごく有名な、これは都道府県単位ではなくて市町村、インターネットの書き方ですけれども、「絶対2度見したくなる宮崎県小林市の移住促進PR動画」というのがありました。ここ、宮崎県小林市というのは、なかなか余り、正直耳にすることの機会は少ない市かなと思えるんですけれども、ここ人口5万人ぐらいということで士別よりは大きい規模のまちですね。ただ、特に特産品があるまちではないということで、全国的に名前を売りましょうということで、プロジェクトを組みましてやっている。私もこの

動画見たんですけれども、非常にここで今お見せできないのが残念なんですけれども、すごくおもしろいんですよ。印象づけるイメージですよ。簡単に言いますと、フランス人を起用して、フランス語でしゃべっているような感じでそのまちの宣伝、PRをして、そしてここにはこう文字が出て、訳した言葉が出るんですけれども、実はそこで使っている西諸弁という方言ですよ、方言でしゃべっていたというおもしろ話でやっているんですけれども、これもものすごいアクセス数が高いということで、いま全国的に多分これも話題になっているようなんです。

あとは、岐阜県の関市、刃物のまちですけれども、ここも日本一の刃物のまちをさらにPRしたいということでやっているのが、もしも刃物がなかったらということで、例えば野菜を切るのに包丁ではなくて手で切って手が痛いとか、美容室に行ったらはさみがないので歯で食いちぎる美容師だとか、そういうちょっと極端なことやっているんですけれども、そこもなかなか話題になっているようです。その関市がそういうちょっと飛び抜けた発想のPRビデオを出している理由は、何せ認知度を向上させたいんだと、そういう目的を持ってつくっているようなんですよ。なかなか、だから市でつくっている割には随分砕けた内容だなと思っています。

あと、都道府県単位では香川県のうどんです。うどんのまちも、うどんをすする音がちょっと下品じゃないかと言われる中、この香川県では、土別も一緒ですけれども子育ての県ということで、子育て県香川ということで情報発信している中で、そのPRなんですが、うどんをすする音がおなかの中で聞く音に非常に似ているので、胎児にいいということで、泣いている赤ちゃんにも効くとか、そういうちょっとおもしろい内容でやっています。

これもいろいろ調べていくと、やはり単体というか、自治体の中でも役所の担当部署だけではなくて、やっぱりいろいろなところと連携とれて、まちぐるみでやっているのが比較的成功例として挙がっておりました。ですので、ぜひ、一番最初にその水戸先生と翔雲高校の生徒と話す中でも、特に水戸先生プロですから、物すごく多分面白い映像を撮ってくれるんじゃないかと、今期待感はあるんですけれども、何せその我々市民がどういうものをつくりたいかという総意がないと、非常に想像力も働かない、御苦労されるのではないかなという懸念もありますので、ぜひその辺もお願いしたいと思います。

それで、先ほども、まずは翔雲高校の生徒というのがありましたけれども、その本数にしても短編なので、幾つかの本数を撮る予定はあるんですよ。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 東川課長。

○秘書広報課長（東川晃宏君） CM作成ですけれども、あるテーマについて1本というのは正直ないのかなというふうに。あるテーマ1つ決めれば、何シーンか撮れるのではないかなというふうに思います。実際に高校生に協力をお願い、これからしていきますけれども、それが例えば何班ぐらいに分かれてというようなことも、まだ今後の打ち合わせということになりますので、例えば4班ぐらいに分かれるということであれば、4つのテーマに何本かのそれぞれCMがつくられるというような感じで、私どもでは考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

大体把握はできました。何せこのPR事業というのは、外に発信することがメインになりますので、今秘書広報課のほうで担当されて、これから事業に入ると思うんですけども、何せ、今士別市民2万人いますけれども、逆を言えば2万人よりも国を相手にするんであれば1億人相手にしてやるんだよというぐらいの、先ほどの話もありましたけれども、気概を持ってやるという部分になりますので、できれば横の横断を強くしていただいて、埋もれることなく士別がまずPRできるCMになることを、心からそうお願いいたしまして、この質問を終わります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それでは2つ目に、農産加工施設整備事業ということで、本年度機器の更新ということで予算措置されております。これ朝日の加工施設ですよ。まずは、過去3年間の利用実績を教えていただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 多羽田経済建設課主査。

○経済建設課主査（多羽田 司君） お答えします。

利用者数の実績ですが、平成25年度1,340名、平成26年度1,234名、本年度2月末現在1,058名となっております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） これ加工品もいろいろつくれるものあると思うんですけども、加工別ではどのようなものがつくられているとか、あとその利用されている方、例えば個人で行かれるのが多いのか、もしくは例えば団体で行くことが多いのかとか、その辺というのは何か集計はされているようですか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 多羽田主査。

○経済建設課主査（多羽田 司君） 機械別の種別については実績をとっておりませんので、把握しておりません。申しわけありません。

続いて、利用者の形態ですけども、個人または数人でグループを組んで利用されるというものが多くなっております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それで、今回取りかえる機械ですけども、予算書見ると3つ出ていますよね。この機械を今回取りかえることになったんですけども、これ実際何年ぐらい使用してきたのかということと、あと、これ今現在故障しているからの取りかえという考えでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 多羽田主査。

○経済建設課主査（多羽田 司君） お答えします。

今回更新する機器は、加工機器全25台のうちの3台でございます。

まず、パルパーフィニッシャーについては、トマトジュースやあんづくりの裏ごしに使用する機械であり、昭和62年の設置と同時に導入し、28年間使用した機械でございます。次に、真空包装機は、各種加工品の真空パックに使用する機械であり、平成9年に導入し、18年間使用した機械でございます。最後にミキサーですが、カボチャだんご、芋だんご、パン生地などに使用する機械であり、平成5年に導入し、22年間使用した機械でございます。

なお、これらの機械については、全てふぐあいが見込みに生じており、適切な施設利用を図るべく、予算計上したものでございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 以前にも担当部署のほうにお伺いして、お話を聞いたことがあるんですけども、一応ここは保健所の許可を、販売という部分ではとっていない施設ですから、今お話があったように各団体が個人的に製品をつくって、個人的に例えば食べたり飲んだりするのに使われるということなんですけれども、前々からやっぱり思っていたのは、土別はなかなか6次産業化といいながらも、なかなか加工する施設がないという部分で、どうしても外のまちな出してしまわないといけない部分があります。

それで、今の実績のほうも全体の数でお伺いしましたけれども、たまたま3年間だけなのかもしれないですけども、利用者は減ってきているなという数字にはなってきています。

それで、今後その取り組みの一つとして、これから例えば6次産業の開発をするときに、その施設を使っただいて、もし成功した場合にそこで例えばまた販売をするに当たって、保健所の許可をどうやったらもらえるかとか、例えばその団体としての組織をどうするかとか、その辺の御検討というのはこれまでにされてきた経過はあるんでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 深川経済建設課長。

○経済建設課長（深川雅宏君） 6次産業に向けての検討は、今まではしてきてございません。この施設、地場産業の有効利用と付加価値の向上を図ることが、施設の設置目的の一つの大きな柱でございます。過去に昭和62年に施設を設置して以来、平成6年には施設の有効利用による農産加工の開発を契機として、朝日地区に農産物の生産・加工・販売を行う農業法人が設立された経緯もございました。

そこで、6次産業化に向けては現在自家消費を目的としている施設で、一時期を除いては利用申し込みが飽和状態に近い状態にありますことから、更なる利用を望む声も寄せられている状況にあり、6次産業に向けた利用制限などを実施するのが難しい状態ではございますけれども、現在利用者アンケートを実施しております。

まず、利用される市民の方の思いや考えをお聞きすることが重要であると考えておりますので、今後アンケート内容を変更して、取り組み実施を図り、市民の声を反映する中、6次産業化へ協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

かなりの年数使っているということで、故障も多いでしょうし、もうあれですよ、修繕と
いうのでは追いつかないというのはよくわかります。

ただ、今回この予算委員会で質問させていただいたのは、士別の市街地にももの～むがありま
すよね、同類の施設だと考えられるんですけども、やはりそちらも年数がたつと、恐らく機
械の更新が必要だとなってくると思うんですよ。そうなったときに、そのときの利用者の数に
もよると思うんですけども、つくられる今種類は違うんですけども、それを例えば一つに
して一元化していくのか、それぞれ交互にまたこう取りかえていかなければいけないのかとか、
またいろいろ課題が出ると思うので、ぜひ今後機械の更新に合わせて、同類している施設があ
るときには、そういった検討も含めながら予算措置をしていただければと考えていますので、
よろしくをお願いします。

この質問、これで終わります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それでは3つ目、最後の質問なんですけれども、不登校・いじめ問題等対
策事業についてということで、26年度から本市で設置しました適応指導教室ウィズに関してで
す。

以前から私はウィズの運営に対してとか、あと東校の関係の質問も多くさせていただいてい
るんですけども、ぜひ更にいい施設になっていただきたいという思いを込めて、今回また、
改めて質問させていただきたいと思います。

そこで、26年度から開設いたしました、開設してからまだ2年なので、開設してからの今
日までのトータルで構いませんので、通所している児童・生徒の数と、あと、ここ相談事業も
やっていますので相談件数、それを教えていただきたいと思います。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 伊藤学校教育課主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

適応指導教室ウィズの通所児童・生徒数ですけれども、26年度7人の生徒が829日通所し、
27年度には今年2月末現在ですけれども、7人の児童・生徒が延べ778日通所してまいりまし
た。

相談件数ですけれども、26年度は31件、27年度は19件となっております、主に友人関係で
すとか、学力に関係するもの、適応指導教室の受け入れの態勢についての相談が教室に寄せら
れている状況でございます。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ただいま御答弁いただいた中で、相談件数のほうですよ、相談件数のほ

うが開設当時は31件、そして27年度がまだ途中ですけれども、19件ということでこのあたり件数としては、件数の分析というか、要するに保護者も含めてこういった施設が使いやすく、相談しやすい施設になっているのかどうかという部分では、どのように捉えていますか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） 相談件数についてですけれども、不登校やその傾向にある児童・生徒を持つ保護者の方に対してですけれども、学校を通して必要な数を各学校に確認をした上で、年度初めに適応指導教室を紹介する案内を配布して、周知をしているところです。

適応指導教室に通所している、既に通所している児童・生徒については、教室の様子を、これをほぼ毎登校日ごとに、在籍校に指導教室から連絡をしているんですけれども、こうしたことを行って情報の共有に努めているところなんですけれども、通所していない不登校傾向にある児童・生徒に対して、こちらのほうに対しての取り扱いですけれども、これまで以上に学校と適応指導教室との間で連絡を密にとつて、学校から適応指導教室を保護者に紹介がしやすいように、また児童・生徒や保護者が適応指導教室の相談員に相談をしたりですとか、また見学がしやすい環境となるように、今後一層連絡を密にして周知を図っていききたいと、そのように考えています。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 私、決して適応指導教室にどんどん来て実績つけてくださいよという意味ではなくて、そういう救済措置があるということは周知していただきたいという意味合いなんですよね。

それで、先週3月14日ニュースで、何年か前から国会のほうでも超党派でフリースクール、いわゆる適応指導教室、民間でやられているような組織のことをいうんですけれども、このフリースクールを義務教育課程を修了したことにはできないかという検討が進められていたんですけれども、14日付を見る限りは現段階では難しいという意見が出ました。これ記事を見てみると、そもそもフリースクールとか適応指導教室がなぜできたかという、文科省が言っていた教育課程で見切れなかったのがあるから、そういうものが出来たのにも関わらず、今国で言っているのは、フリースクール、要するに国が認めていないところで義務教育課程を修了するというのは時期尚早だとか、学校で子供の支援の充実を図るべきだという意見が出ているようなんです。これはなんかもっともらしいんですけれども、じゃなぜ今までできなかったのかなと、すごい不思議なんですよ。

そういった意味で、非常にこれ残念な、僕にとっては今回結果だったんですけれども、本市においては、今義務教育課程で小学校、中学校で、ウィズでそういった不登校の子供とかを復学できるように、またはその心の支えになるような支援をされていると思うんです。それで、これまで指導員の方がいらっしやいまして、2年間運営して、たしか途中から1人増えたような気がしているんですけれども、運営してきて、それぞれ7人ずつ子供を見てきたということ

なんですけれども、そういった部分で人員配置的な、例えば手が足りなかったとか、私は常に専門員がいたほうがいいのではないかというお話もしていましたけれども、その辺は何かこう協議されたり、課題とかというのは出てきたんでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

指導教室の運営上の協議、課題、指導員についてなんですけれども、人的なものですけれども、26年度の開設当初ですけれども、1人の指導員と、休暇の代替の指導員の体制をとっておりました。通所する子供の人数が徐々に増加をしてきたこと、子供たちに対応することが困難になってきたということもありまして、26年の6月からですけれども指導員を1人増員しまして、2人体制で教室を運営してきたところです。

複数の目で児童・生徒を見るということになりまして、当然教科の指導を初めとしまして、それまでよりもより細かな対応をとることができるようになってきたと考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

それで、私今思っているのは、指導員の方がすごい御尽力されて指導に当たっていると思うんですけれども、不登校の子供、私もいろいろお話をする機会があつて、話をしているんですけれども、基本的に特別扱いされたくないと思っている子は多いなど、僕感じています。

それと、学校というところはたくさん同じような友達であるとか同級生の生徒いますから、なかなかそういう集団に行くと全然だめなんだ。だけど、1人にしてほしいというわけではなくて、なるべくいろいろな人と触れ合いながら、自分のことを認めてもらいたいという、そういう思いを持っている子供も多いと思うんです。そういった意味で、例えば指導員はでなくてもいいんですけれども、例えば一連の授業の中で、外部講師みたいな方をボランティアで呼んだりとか、指導員以外の大人の方が見る機会を設けてはどうかと思うんですけれども、これまでにそういうことを何かやった経緯とかはございましたか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

指導員以外が適応指導教室に通所する子供たちに何か指導したかということについてですけれども、市内の小・中学校が既に実施をしていますように、学校に講師を招いて、ふだん体験できないような授業を受ける機会、こうした機会を指導教室に通所する子供たちにも設けて、いろいろな体験ですとか、多くの人との交流を行うこと、こうしたものも指導の中に取り入れていきたいと考えております。

これまでですけれども、墨絵の体験をするために市内の有識者に指導を受けた経過があります。また、指導ということではないかもしれませんが、適応指導教室に通所する児童・生徒による見学旅行ですとか、体験学習といったものも、これまで実施をしてきています。さまざま

な施設を見学したりですとか、少人数ですけれども集団行動をとるという機会を設けて、コミュニケーションの能力を向上していきたいということで、取り組みをしてきたところです。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

当然、今後も同じようなことを続けていくということですよ。子供たちと直接お話をする指導員の方が一番近いところにいますので、指導員の先生とその辺も教育委員会のほうという話しながら、できるだけ前向きに子供が向けるような体制づくりは、常に続けていってほしいと思います。

そこで、情報共有も含めて、いろいろ各協議会等々あると思いますけれども、ちょっと1点聞きたいんですけれども、青少年問題協議会という協議会ありますよね、議会からも入っておりますが、ここと例えばそういう適応指導教室に入る、不登校になってしまった子というのは、全く切れないわけではないと思うんですよね。つながっている部分があると思うんですけれども、例えばこの青少年問題協議会の中で、例えばウィズでこういうことをやっていますよとか、何人ぐらいが通っているとか、そういう情報共有とか、そういった部分は今まで何かされたことはあるのでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 武山社会教育課主幹。

○社会教育課主幹（武山鉄也君） お答えいたします。

青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づき設置してしまして、市長を会長として、市議会議員、教育委員会、警察署、学校関係者、保安協会や保護司会などの関係行政機関及び学識経験者で構成をしております。

青少年問題協議会の会議の議題といたしましては、士別市青少年健全育成基本方針及び推進目標の決定、士別市優良勤労青少年表彰候補者の推薦についての意見聴取、更には警察署から情報をいただいた少年非行の概況などについて情報交換を行っております。

委員からお問い合わせのありましたウィズの情報交換という部分でございますが、これまでの青少年問題協議会の中では、その運営について情報共有をしたことはございません。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ウィズの運営に関しては今、市が直営でやっておりますけれども、そうしたら今の現段階では、そういった協議会等々で情報共有する中で、例えばその運営改善であるとか、そういったものを検討するような機関は現在ないということではないですか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 村上生涯学習部次長。

○生涯学習部次長（村上正俊君） お答えいたします。

ただいま士別市不登校・いじめ問題等対策連絡会という会が、別の組織ですが、こちらがございまして、こちらが児童・生徒の不登校、いじめ等のいろいろな問題を処理する機関という

ことになっております。

それで、青少年問題協議会とも当然ながらデータの共有というか、情報は共有しているというふうにやっております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） では、そこは情報共有も含めてこれまでもやってきたという考えでいいんです。はい、わかりました。

それと、先ほども少しお話したんですけれども、前の議会でも少し質問させていただきましたが、土別の今の現状では適応指導教室は義務教育課程のみということで、復学できなかった場合は一般的な公立高校であるとか、私立の高校、高校に通わなければいけないということなんです。

先ほどお話した民間でやっているこのフリースクールというのは、いろいろ調べてみますと、母体いろいろあるんですけれども、高校まで何ていうのかな、在籍できるというんですかね、そういった形のもが増えております。なぜかという恐らく、やはり復学できない子供も少なくないのかなというふうに思うんです。

それで、前の議会でも東高校とのぜひ連動をとということだったんですけれども、なかなか現状では難しいという部分ありましたが、これ例えば逆にウィズで高校生を見るような施設に拡大できないのかという部分になると、現段階の見解はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

適応指導教室の設置に当たりまして、高校生が通所できないということについては、国の示す指針等に示されてはおりません。しかしながら、土別市では義務教育機関に対応させるものとして、市内小・中学校に在籍している児童・生徒を対象としており、高校生の入所は現在認めていないところであります。

高校生を通所の対象とすることについての課題といたしましてなんですけれども、1つに、小学生から高校生まで幅広い教科を指導することに対してなんです。高校までの教科を指導できる指導員、こういった指導員を配置できるかといったことですか、小学生から高校生まで、ウィズについては今、午前9時から午後3時までが開設の時間となっていますけれども、その中で時間を決めて、各教科の指導ですとかいろいろな活動を行っているんですけれども、こうした時間で指導を行う、指導を受けることになった場合に、小学生から高校生までといった幅広い年齢層を一度に指導ができるように、指導員の人数ですとか、そうした体制をどうつくっていくかといったことが、課題になってくるかと思えます。

また、高校生につきましては教科科目ごとの単位取得、こういった問題もございますので、この取り扱いをどうしていくかといったことも、高校生を導入、通所できるようにするといったときの課題になってくるものと考えております。

以上です。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 先ほど、いわゆる民間企業、民間のほうで、NPO法人とかもありますけれども、民間でやっているフリースクールというのが、いろいろタイプ別に子供を預かるということになっているんですけども、今話されたのは学校復帰が目標という部分に該当すると思うんですけども、あくまでも学校に行ったという扱いで、土別も小・中学校はそうなおります。

そういった部分で指導員というか、いわゆる教員です。授業を教える教員の問題も多分あると思うんですけども、やはりウィズとか適応指導教室という部分は、心のケアの部分の部分がやっぱり一番であるはずだと思っています。そういった意味では、子供たちの居場所になる施設になってほしいなと思うんです。なかなか課題は多いと思うんですけども、規則の文字ののっつて、なかなかできないよということではなくて、何かこう協議しながら、実際そういう子供も既にいると思いますし、何より小学、中学校の課程でのそういう心のしこりというのは社会に出てもずっと残りますので、なかなかこれは土別から出たくない社会問題だなという思いが強いですから、特に子育ての日本一という部分を目指す以上、少人数であっても困っている子供たちがいれば救済できる、そういうシステムづくりをぜひ全庁的に、教育委員会だけではなくて全庁的に検討する機会をさらに強化していただいて。

ウィズという施設は、すごく私は評価していますので、ぜひ今以上に子供のためになるような施設になってくることを願ひまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長（松ヶ平哲幸君） お諮りいたします。まだ総括質疑が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認め、本日の委員会はこれをもって終わることにいたします。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願ひます。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

御苦勞さまでした。

（午後 3時28分閉議）